

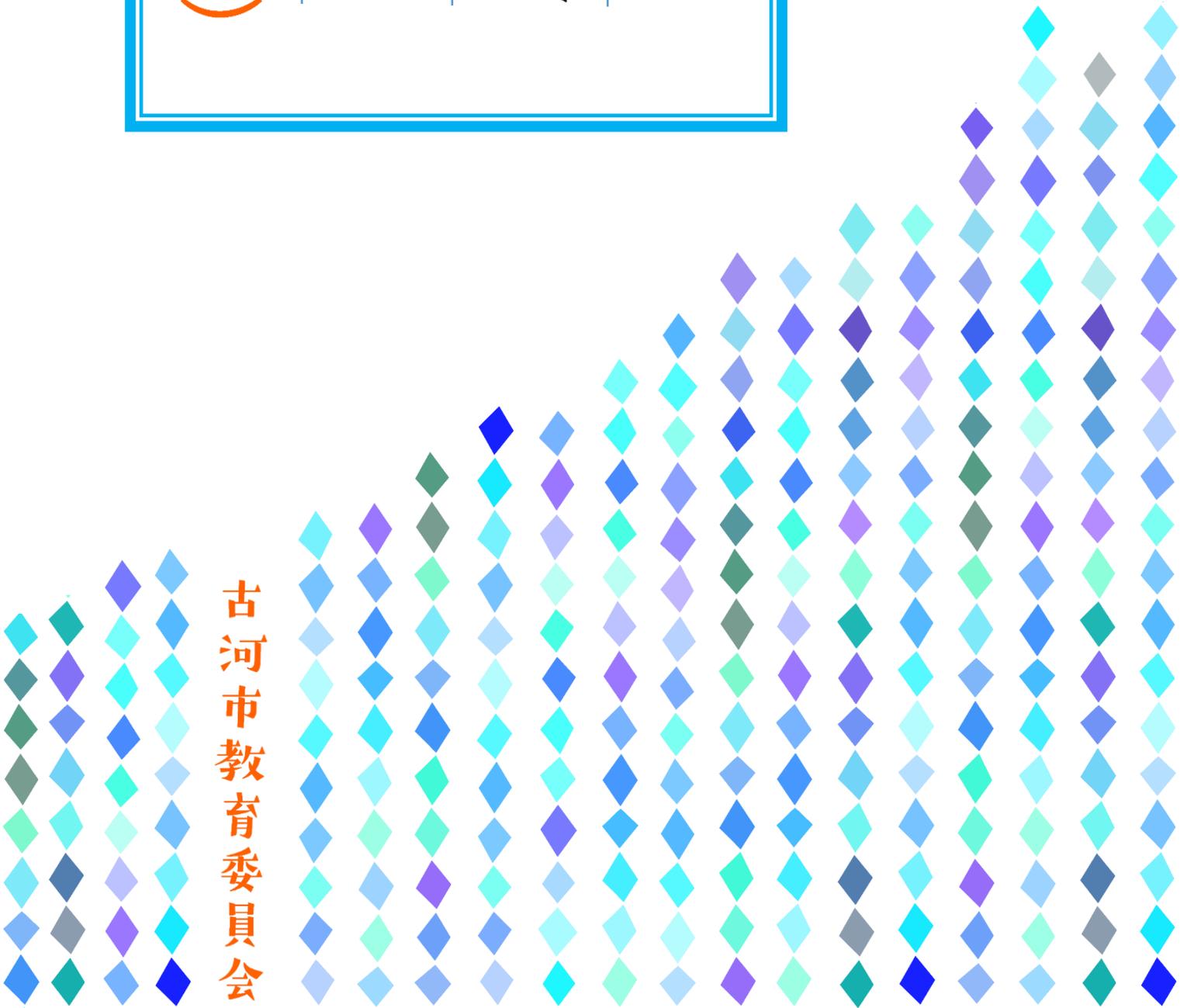
古河市

教育振興

基本計画

(後期計画)

古河市教育委員会





はじめに

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、人生100年時代の到来や、超スマート社会の実現に向けた技術革新の急速な進展等、目まぐるしく変化しています。

このような中、教育においては、時代に合った学びが求められており、一人一人に寄り添った学びの姿を構築していく必要があります。「時代を超えて変わらない価値のあるもの（不易）」と「時代の変化とともに変えていく必要があるもの（流行）」とを見極め、地域の宝である子どもたちの未来を見据えた確かな実践と挑戦が必要ではないでしょうか。あわせて、本市が誇る歴史と伝統文化の継承や、市民一人一人が生涯を通じて心身ともに充実した人生を送ることも大切なことと考えます。

本計画は、平成29年4月に策定した「古河市教育振興基本計画」の前期5年間が経過することから、これまでの成果と課題について検証を行い、未来に向けた教育への思いを込めた「後期計画」として策定したものです。本市の教育の方向や目標、今後講ずるべき施策を7つの施策として掲げ、その実現に向けた取り組みを推進していきます。

本市教育委員会では、学校・家庭・地域などとの連携・協働をさらに発展させ、皆様とともに「人が育ち文化の息づく古河をつくる」教育を進めていきたいと考えていますので、引き続きご支援・ご協力をお願いいたします。

最後に、策定にあたり貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月 古河市教育委員会

はじめに

目次

第1章 後期計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の範囲	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	3
6	計画の進行管理	3

第2章 後期計画の基本的な考え方

1	本計画の基本構想	6
2	古河市の現状と課題	7
(1)	生涯学習に関する現状と課題	7
(2)	学校教育に関する現状と課題	7
(3)	教育環境に関する現状と課題	8
(4)	学校給食に関する現状と課題	8
(5)	青少年の健全育成に関する現状と課題	9
(6)	生涯スポーツに関する現状と課題	9
(7)	歴史文化・芸術振興に関する現状と課題	10

第3章 施策の展開

1	後期計画の施策体系	12
2	今後5年間に取り組む施策	15
(1)	【政策1】市民のニーズに合った生涯学習の充実	15
(2)	【政策2】生きる力を育む学校教育の充実	27
(3)	【政策3】安心して学べる教育環境の充実	43
(4)	【政策4】子どもの健全な成長のための学校給食の充実	57
(5)	【政策5】未来を担う青少年の健全育成	67
(6)	【政策6】市民が親しめる生涯スポーツの推進	79
(7)	【政策7】豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興	89



第1章 後期計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の範囲
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制
- 6 計画の進行管理

1 計画策定の趣旨

古河市教育委員会では、平成29年4月に「古河市教育振興基本計画」（平成29年度～令和8年度）を策定して以来、「人が育ち文化の息づく古河（まち）をつくる」という基本理念のもと、さまざまな施策を展開しながら、教育振興に取り組んできました。

この間、私たちを取り巻く社会環境は、技術革新やグローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式など、大きく変化しています。そうした中で、市民の新たな知識・技術を習得したいという学習意欲は多様化し、それらに対応した学習活動及びスポーツを行う場や機会の提供、施設的环境づくりなどが課題となっています。また、子どもたちを取り巻く課題もますます複雑化しつつあり、いじめや虐待、不登校などの問題は依然として解消されず、さらに子どもの貧困、ヤングケアラーなどの課題が顕在化しています。

このように社会環境が変化する中で、文化活動やスポーツ活動などを通して市民のライフスタイルを豊かにし、地域や社会をより良いものにしていくことが大切です。また、将来を担う子どもたちが、古河市で育ったことに誇りを持ち、心身ともに健やかに成長することや、変化

する環境や社会に順応し、互いに支え、助け合う力を身につけていくことも大切です。

このような状況を踏まえ、改めて本市が目指す教育の方向性と、令和4年度からの5年間に取り組むべき施策を明らかにし、本市教育の一層の推進を図るため、「古河市教育振興基本計画（後期計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「教育基本法」（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定される「教育振興基本計画」にあたる計画であり、国の「第3期教育振興基本計画」や県の「いばらき教育プラン」を踏まえながら、本市の「第2次古河市総合計画 第Ⅱ期基本計画」（令和2年3月）の部門別計画として策定するものです。

また、「古河市教育に関する大綱」や「古河市学校施設長寿命化計画」「古河市スポーツ推進計画」「古河市子ども読書活動推進計画」などの、本市の教育に関連する計画等との連携・整合を図るものとします。



3 計画の範囲

本計画は、家庭教育への支援を含め、幼児教育・学校教育・社会教育に関する施策や事業を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、基本構想10年(平成29年度から令和8年度まで)のうち、令和4年度から令和8年度までの後期5年間について計画を定めます。

5 計画の策定体制

本計画の策定に向けて協議する組織として、関係部課の市職員からなる「庁内会議」を設置するとともに、具体的な施策を検討するための「作業部会」を設置しました。

この庁内会議や作業部会で協議・検討を進めるとともに、市内小中学校の教職員へ適宜意見を求めました。

また、小学校4年生から中学校2年生までの児童生徒(5,788名)とその保護者を対象としたアンケートや、市内小中学校の教職員等(766名)を対象としたアンケートを実施しました。そのほか、社会教育委員の皆様や、博物館

6 計画の進行管理

運営協議会の皆様からも意見を伺うとともに、本計画案については、パブリックコメントを実施するなど、市民意見の反映に努めました。

本計画を着実に推進するため、進行管理においては、実施計画により事業化を進めるとともに、各事業の確実な執行に努めます。また、毎年度、各事業の進捗状況及び成果等を点検・評

価することにより、実施内容の妥当性や計画との整合性について検証を行います。

この評価結果に基づき、次年度以降に取り組む各種事業等の参考とするほか、その内容により、計画に基づく方針や施策(事業等)の見直しも検討します。

なお、毎年度の点検・評価結果は、「教育委員会事務に関する点検評価報告書」において公表します。

年度	計画期間	進行管理
平成29年度	古河市教育振興基本計画 基本計画(前期5年)	実施計画(2か年ローリング方式) 事務点検・評価(毎年度実施)
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度	古河市教育振興基本計画 基本計画(後期5年)	実施計画(2か年ローリング方式) 事務点検・評価(毎年度実施)
令和5年度		
令和6年度		
令和7年度		
令和8年度		

第2章 後期計画の基本的な考え方

1 本計画の基本構想

2 古河市の現状と課題

- (1) 生涯学習に関する現状と課題
- (2) 学校教育に関する現状と課題
- (3) 教育環境に関する現状と課題
- (4) 学校給食に関する現状と課題
- (5) 青少年の健全育成に関する現状と課題
- (6) 生涯スポーツに関する現状と課題
- (7) 歴史文化・芸術振興に関する現状と課題

1 本計画の基本構想

平成29年4月策定の「古河市教育振興基本計画」では、策定当初に10年後（令和8年度）を展望した基本構想を示し、次の基本理念を掲げています。



基本理念

「人が育ち文化の息づく
古河をつくる」



未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身につけ、学んだことを活かしながら地域をより良くしようとする市民を育む、教育文化のまちづくりが大切です。このため、学習プログラムや学校施設の改善など、ソフト・ハードの両面から、グローバル社会をリードする人材の育成を視野に入れ、児童生徒の学びの環境を向上させていくとともに、市民一人一人の目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。

この「基本理念」については、計画が策定された平成29年4月以降のさまざまな状況変化

を勘案しても、引き続き適切なものであると考えます。よって、この基本理念を本計画でも継承・堅持した上で、今後5年間における「政策」「施策」「取組」を定めます。

※本計画と「SDGs」の取り組みについて

「SDGs」（エスディー・ジーズ：Sustainable Development Goals の略）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」持続可能な社会の実現を目指して、17のゴール（目標）と169の関連ターゲットが定められました。

本計画では、施策の展開で整合する以下の4ゴール（目標）について取組むこととし、本計画の「施策」「取組」を目標達成のターゲットとして位置づけます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 古河市の現状と課題

各種施策や取り組みについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）に基づき、毎年度、外部委員により事務の点検及び評価を受け、その結果を施策の展開へと反映してきました。

今回、本計画の策定を進めるにあたり、庁内会議や作業部会において、前期5年間で取り組んできた施策等の総合的な振り返りを行い、今後5年間に取り組むべき施策について協議を進めました。それにより、成果を上げた施策や取り組みがある一方、施策をより一層推進するための新たな課題も出てきています。

これまでの事務点検・評価と、庁内会議や作業部会での協議、保護者や児童生徒等へのアンケート、パブリックコメント等からいただいたさまざまな意見を踏まえ、本市の現状と課題を次のとおり整理します。

(1) 生涯学習に関する現状と課題

●本市では公民館等を中心に各種講座や教室を開催してきましたが、情報化や国際化の進展、

ライフスタイルの変化などの中で、新たな知識や技術を習得したいといった市民の学習意欲がより一層高まっています。人生100年時代を心豊かに生きられるよう、また地域の実情に即した課題に対応できるよう、より充実した生涯学習機会を提供することが求められています。

●市民の学習意欲の高まりに対応するには、市が主催する講座等の情報だけでなく、自主的な学習活動をしている団体等の情報も提供するなど、多様な学習ニーズに対応した学習情報の提供が必要です。あわせて、幅広いジャンルの人材資源を発掘し活用していくなど、生涯学習環境を充実させることが必要となっています。

●市民の学習ニーズに的確に対応するためには、活動・学習の場や情報収集の場となる公民館や図書館などの生涯学習関連施設の役割が重要となっています。しかし、多くの施設が老朽化しているため、市全体として施設の適正配置を考へ、機能向上など効率的な施設管理・運営を進めていく必要があります。また、文化の拠点となる施設の整備が求められています。

●読書機会の減少や活字離れが懸念される昨今、図書館が果たす役割は重要になってきています。

市民の幅広いニーズに対応できるレファレンスサービスと蔵書の充実を進めるとともに、読書団体の育成・支援を行うていくことが重要です。また、子どもたちが読書に興味を持てるよう、読書活動を推進していく必要があります。

(2) 学校教育に関する現状と課題

●小学校に入学したばかりの1年生が、授業中にいすに座っていられない、集団行動がとれないなど、学校生活になじめない状態が続くことが問題となっています。そのため、小学校入学前から、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校が情報共有を進め、小学校での生活へ円滑に移行できるようにしていくことが重要です。

●将来を担う子どもたちには、さまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力などを身につけることが求められています。あわせて、他者への思いやりの心を養い、社会性や規範意識などを備えた豊かな人間性を育てていくことが大切です。今後も教育の質の保障・向上を図り、基礎学力の向上や豊かな心を育み、家庭や

地域と連携して非認知能力を含めた子どもたちの能力を伸ばすことで自己実現を図れるよう、学校教育を充実させることが必要となっております。

●知識や情報が活動の基盤となる現代社会においては、生涯にわたる学習活動の場の提供や地域の活性化への貢献など、高等教育機関が担うべき役割が増しています。複雑かつ多様化する社会経済情勢に適応できる人材の育成と、地域の学術文化の向上を目指して、専門学校などの高等教育機関の誘致について関係機関へ要望していくことが重要です。

(3) 教育環境に関する現状と課題

●学校施設は、児童生徒の学習の場や豊かな人間性を育む場としての役割だけでなく、災害時の緊急避難場所としての役割も担っているため、安全性の確保が極めて重要です。本市には32の小中学校があり、校舎・体育館等の老朽化が進んでいる学校があるため、耐久性を向上させるなど長寿命化を図り、実情に応じた改修や適切な維持管理が必要です。

●本市の児童生徒数は減少する傾向にあるものの、教育的な配慮や支援を必要とする児童生徒数は年々増加しています。経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援だけでなく、特別な教育的ニーズのある子どもたちへの特別支援教育の充実や、外国人児童生徒などに対する日本語指導などの支援、性的マイノリティの児童生徒への配慮など、多様なニーズに適切に対応していくことが求められています。

※性的マイノリティ：同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。

●保護者や地域の方々に学校の教育目標や教育活動について広く公開したり、学校に関わる機会を増やしたりすることで、家庭や地域と連携した学校運営を進め、開かれた学校づくりを図っていく必要があります。あわせて、昼間家庭に保護者がいない児童が、放課後等を安全に過ごす生活の場に対するニーズは年々増加しています。そうしたニーズに臨機応変に対応していくとともに、集団生活や異年齢交流を通じて、児童の心身の健やかな成長を図るため、放課後児童クラブの適切な運営を行うことが必要です。

●児童生徒及び教職員への健康診断の実施は、疾病の早期発見・早期治療・予防につながる上で重要な役割を担っています。引き続き児童生徒の健康維持・増進に努めるとともに、教職員の健康とより質の高い指導・運営体制を構築するため、学校の業務・職場環境の改善等の働き方改革に取り組んでいく必要があります。

(4) 学校給食に関する現状と課題

●本市は、自校方式とセンター方式の2方式で学校給食を提供していますが、自校方式給食室では設備機器の老朽化が課題となっております。安全・安心で安定的に給食を提供するため、設備の更新など計画的に運営していく必要があります。

●食物アレルギーを有する児童生徒が学校で安心して給食を食べることができるよう、学校給食センターで実施している除去食（乳・卵の同時除去）の提供を今後も継続していく必要があります。

●食生活が豊かになる一方、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが問題となっています。地場産物や郷土料理を取り入れた学校給食の献立を「生きた教材」として、食育を進めていくことが大切です。また、家庭で食を考えるきっかけとなるよう、学校給食センターを食育の拠点とし、児童生徒だけでなく保護者や市民も施設の見学ができる機会を提供することも必要です。

(5) 青少年の健全育成に関する現状と課題

●SNSの普及による情報化の進展など、青少年を取り巻く環境が急激に変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、各種体験の不足などが問題となっています。また、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性や犯罪に負担する可能性も大きくなっていることから、家庭や地域の教育力を育成していくことが必要となっています。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味

を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

●命の大切さ・尊厳を実感できる自然体験や、地域・世代の異なる人々と交流する社会体験の機会が減少している昨今、そうした体験活動の場や機会を提供していくことが必要です。また、科学の楽しさを体験できる場や機会の充実も求められています。

●子どもたちや若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるようにしていくことが求められています。青少年健全育成活動をさらに活発化していくため、青少年育成団体の活動支援、地域活動等への青少年の参加を促進していく必要があります。

●青少年犯罪は減少傾向にあるものの、新たな問題として、インターネット等を介して青少年が有害情報に触れる機会が増え、子どもたちが加害者・被害者となるケースが増えています。青少年の健全育成と非行防止のため、街頭パト

ロールなどを地域や保護者が一体となって取り組んでいくことや、子どもたちの健全な環境づくりや青少年の安全確保につながるよう、地域と一体となった取り組みをより一層進めていく必要があります。

(6) 生涯スポーツに関する現状と課題

●あらゆる世代やさまざまなニーズに対応したスポーツを行う場を充実させていく上で、既存のスポーツ施設を有効に活用していくことが求められています。快適に施設を利用できるだけでなく、きめ細かで質の高いサービスを提供できるように、スポーツ施設の充実を図ることが必要です。

●健康志向の高まりを背景に、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツのできる環境づくりが求められています。日常的にスポーツに親しむことは、健康の保持・増進や体力向上だけでなく、生きがいのある生活にもつながることから、生涯スポーツの振興は重要なものとなっています。

●本市からは、プロ野球やサッカープロリーグ、陸上競技や空手道をはじめ、多くのトップアスリートが生まれています。東京2020オリンピック等を契機として、市民のスポーツに関する意識の高まりもあり、引き続きスポーツ少年団及びスポーツクラブの活動支援やスポーツ指導者の育成、トップアスリートの発掘と育成に取り組むことは、本市のスポーツの発展に欠かせないものとなっています。

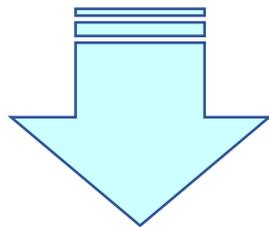
(7) 歴史文化・芸術振興に関する現状と課題

●郷土の歴史文化を学び、大切にすることは、地域への愛着心を持つことにつながり、地域文化を後世に永く伝えることは、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める上で欠かせないものです。長い歴史と伝統に培われた本市は、国指定文化財2件をはじめ、多くの歴史的資源や文化遺産を有しています。しかし、社会環境の変化や経年劣化等により消失する可能性のある文化財も多くあると思われる、それらの調査・保存・保全・活用が課題となっています。

●古河歴史博物館をはじめとする博物館施設では、これまで収集・保存してきた資料等を適切な環境で保存し、安全・快適な空間で市民（来館者）に公開・情報提供することに努めてきました。しかし、施設の老朽化等が進んでいるため、計画的に修繕を進めていくことが必要となっています。

●市内には古くから連綿と伝えられてきたお囃子や神楽・獅子舞（ささら）などの民俗文化財が、現在も各地で大切に守られています。こうした貴重な伝統芸能を後世に伝えていくための保存団体が結成されていますが、後継者不足が懸念されています。

●文化協会を中心に、市民文化祭をはじめさまざまな機会を通して発表の場を設けるなど、芸術文化の振興に努めています。しかし、高齢化等により活動団体が減少し、後継者の育成・確保などが大きな課題となっています。引き続き、市民による芸術文化活動の活性化に向け、支援していく必要があります。



これら7つの課題を解消し、本計画で掲げる基本理念と本市が目指す教育の姿を実現していくため、本計画の具体的な方向性を定める必要があります。

第3章 施策の展開

1 後期計画の施策体系

2 今後5年間に取り組む施策

- (1) 〔政策1〕市民のニーズに合った生涯学習の充実
- (2) 〔政策2〕生きる力を育む学校教育の充実
- (3) 〔政策3〕安心して学べる教育環境の充実
- (4) 〔政策4〕子どもの健全な成長のための学校給食の充実
- (5) 〔政策5〕未来を担う青少年の健全育成
- (6) 〔政策6〕市民が親しめる生涯スポーツの推進
- (7) 〔政策7〕豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

「人が育ち文化の息づく

まち

古河をつくる

第2章で挙げた諸課題への対応も含め、今後5年間（令和4年度から令和8年度まで）を見通した教育の方向性について、「7つの政策」と「21の施策」「54の取組」として次のように定めます。

政策1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

施策1

生涯学習の機会の充実

- 1 生涯学習講座の充実・強化

施策2

生涯学習環境の充実

- 1 学習情報の提供
- 2 人材資源の活用

施策3

生涯学習施設等の充実

- 1 生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理運営

施策4

読書環境の充実

- 1 図書館機能と蔵書の充実
- 2 読書団体の育成・支援
- 3 子ども読書活動の推進

政策2 生きる力を育む学校教育の充実

施策1

幼児期（幼稚園・保育園・認定こども園）から児童期（小学校）への円滑な移行支援

- 1 幼児教育と小学校教育の接続の推進

施策2

特色ある学校教育の充実

- 1 個に応じた教育の推進
- 2 確かな学力の向上
- 3 豊かな心の育成
- 4 体力の向上
- 5 特色ある教育活動の展開
- 6 キャリア教育の推進
- 7 教職員の資質・能力の向上
- 8 読書教育の推進

施策3

地域教育機関の充実

- 1 新たな教育機関の誘致
- 2 学校間連携の推進

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策1

学校施設・設備・備品の充実と維持管理

- 1 学校施設の適正配置
- 2 学校施設の適正な維持管理
- 3 学習環境の充実

施策2

就学しやすい環境づくり

- 1 多様なニーズに対応した就学支援

施策3

地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり

- 1 開かれた学校づくり
- 2 子どもを見守る環境づくり

施策4

学校保健の充実

- 1 児童生徒・教職員の健康の保持・増進

政策4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

施策1

学校給食施設の運営と食物アレルギー対応・衛生管理

1 学校給食センターの管理運営

2 自校給食室の管理運営

3 食物アレルギーへの対応

4 給食施設の衛生管理の徹底

施策2

学校給食における食育・地産地消の推進

1 栄養指導による食育の推進

2 食育拠点の充実

3 地産地消の推進

政策5 未来を担う青少年の健全育成

施策1

家庭・地域の教育力の育成

1 家庭教育の推進

2 地域教育力によるコミュニケーション能力の向上

能力の向上

施策2

地域や社会への青少年の参加の促進

1 多様な体験や創作活動の提供

2 郷土愛の醸成

3 科学の楽しさを体験できる場の提供

4 青少年育成団体の育成支援

施策3

青少年の健全育成のための活動の促進

1 非行等の未然防止の推進

2 健全な環境づくりの推進

3 子ども・若者の育成支援

政策6 市民が親しめる生涯スポーツの推進

施策1

スポーツ施設の充実と有効活用

1 スポーツ施設の充実

2 施設の有効利用の推進

施策2

生涯スポーツの振興

1 組織の充実

2 行事の充実

施策3

競技力向上とトップアスリートへの育成

1 競技力の向上

2 トップアスリートへの育成

政策7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

施策1

文化財の保存・継承及び博物館施設の充実

1 文化財や伝統文化の保存・継承

2 埋蔵文化財の保護・保存

3 歴史・民俗・文化資料の調査・収集と保存・整理

4 歴史や文化に関する情報提供の推進

5 博物館施設の適正な維持管理

施策2

市民文化活動及び芸術文化活動の促進

1 芸術文化活動への支援

2 地域文化を創造する人材の育成・確保

政策1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

施策1 生涯学習の機会の充実

施策2 生涯学習環境の充実

施策3 生涯学習施設等の充実

施策4 読書環境の充実



1-1-1

生涯学習講座の

充実・強化

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 社会教育施設課 継続	市民ニーズや社会の変化への対応 社会教育主事や生涯学習指導員、公民館等の施設職員と連携を図りながら、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応した魅力ある各種講座を実施していきます。	情報化や国際化の進展にともなう人々のライフスタイルの変化などが進む中、新たな知識や技術を習得し心豊かな生活を送るため、市民の多様な学習ニーズへの対応が必要となります。
生涯学習課 社会教育施設課 継続	学習を通しての「つながり」づくり 各種講座の中で、新たな人と人とのつながりを生む契機となるような多様な学習機会の提供を行い、市民の生きがいと地域への愛着心を育みます。	価値観の多様化などによる地域社会の希薄化が問題となっています。学習を通して、人と人との「つながりづくり」を積極的に行っていく必要があります。
生涯学習課 社会教育施設課 継続	各委員会との連携 実施した事業の成果や結果について、それぞれの委員会や審議会に対し、引き続き積極的に意見や提案を求めていきます。	生涯学習事業では、★社会教育委員会や公民館運営審議会等により検討された事項を反映した年間計画を実施し、その事業成果の評価を行っていく必要があります。
生涯学習課 継続	人権教育の充実 ★同和教育推進協議会の意見を踏まえ人権リーフレットを作成し、全戸配布をするほか、人権教育講演会などを実施し広く人権教育の涵養に努めます。	部落差別問題（同和教育）をはじめ、インターネット上での人権侵害など、人権問題の解決が重要となっています。

公民館等の施設職員、生涯学習指導員、社会教育主事などと連携しながら、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応した★市民大学や公民館講座を市内各所で実施し、市民の生きがいと地域への愛着心を育みます。

政策1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

施策1 生涯学習の機会の充実

取組1 生涯学習講座の充実・強化

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
開設講座数（市民大学講座・公民館講座）	154 講座 （令和元年度）	175 講座

開設講座の実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
講座数	138 講座	172 講座	165 講座	154 講座	4 講座
受講人数	2,506 人	2,942 人	2,862 人	2,595 人	67 人

※令和2年度 公民館講座は未実施

用語解説

★市民大学Ⅱ生涯学習課で実施している講座で、社会の変化や要請に対応していくために、市民が学ぶ仲間とともに、生きがいと地域への愛着心を育み、より良い社会生活を送ることを目指して行われている。

★社会教育委員会Ⅱ社会教育法に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行い、教育委員会に助言する役割を担う組織。

★同和教育推進協議会Ⅱ人権（同和）問題の実態を踏まえ、本市の人権教育の推進についての協議・連絡を通して、人権（同和）教育の円滑な遂行に寄与することを目的とした組織。

公民館講座

「かんたん！おいし～いパン作り講座」



市民大学「市民農園ではじめての野菜作り」



市民大学「仏像めぐり」



政策1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

施策2 生涯学習環境の充実

取組1 学習情報の提供



1-2-1

学習情報の提供

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 社会教育施設課 継続	提供 入手しやすい生涯学習情報の提供 幅広い年代の人々が、気軽に学習に関する情報を得られるように、市広報紙やホームページ、SNS等を活用するとともに、引き続き「まなびピアこが」を刊行し、情報発信をしていきます。	幅広い年代の人々に必要な情報が届くように、情報発信の方法について工夫・改善することが必要です。
生涯学習課 社会教育施設課 継続	体制の充実 生涯学習に関する相談 市民が求めている学習ができるよう、相談体制を充実していきます。	自主グループや指導者を探す市民などの相談に対応できる体制づくりが必要です。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
生涯学習指導者バンク照会件数	28件 (令和元年度)	30件
講座受講者数 (市民大学講座・公民館講座)	2,598人 (令和元年度)	2,830人

講座や施設利用の案内、各種団体の紹介等、市民が必要とする学習情報の提供（講座情報誌「まなびピアこが」の発行等）に努めます。



用語解説
★まなびピアこがが11年2回刊行している公民館等12施設の講座を掲載した情報誌。

政策1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

施策2 生涯学習環境の充実

取組2 人材資源の活用



1-2-2

人材資源の活用

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	地域の中に埋もれている技術や豊かな知識・経験を有する人材資源の発掘に努め、「生涯学習指導者バンク」への登録を促します。	市民のさまざまな学習ニーズに対応し、学習環境を充実させていくためには、幅広いジャンルの技術や知識を有する人材の発掘が必要です。
生涯学習課 社会教育施設課 継続	「生涯学習指導者バンク」を積極的に市民へ周知するとともに、その人材を活用した講座や学習プログラムを企画・実施します。	「生涯学習指導者バンク」に登録された人材資源について、どのように各種講座などで活用していくかが課題となります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
生涯学習指導者バンク登録件数	359件 (令和2年度)	390件

地域の中で、技術や豊かな知識・経験を有する人材を発掘し、その人材資源を活用した講座やプログラムを充実します。

生涯学習指導者の登録情報

用語解説

★生涯学習指導者バンクは「自身の知識・技術を、誰かに教えたい」という指導希望者を募り、「学習活動をしたい」市内グループや団体が、指導者情報の提供を受けられる制度。指導内容など登録情報を一覧にして市ホームページ等に掲載し、市民へ情報提供を行っている。



1-3-1

生涯学習施設等の各種整備と

効果的な管理運営

担当課	課題解決への取組	現状と課題
社会教育施設課 継続	公民館等施設の維持管理 公民館等施設の老朽化に対応するため効果的な修繕計画を策定し、市民が快適に利用できるよう、施設の維持管理を図っていきます。	公民館等の生涯学習施設は、地域の市民や団体が自由に集まり活動する場であり、学習する上で欠かせることができない施設です。しかし、多くの施設が老朽化していることから、計画的な修繕を行う必要があります。
社会教育施設課 新規	（仮称）総和地域交流センターの整備 ひとが行き交う魅力あふれる地域づくりのため、生涯学習を推進する（仮称）総和地域交流センターを整備します。	地域の生涯学習拠点としての役割を担う公民館等の生涯学習施設は、老朽化が進んでいます。そのため、市全体として施設の適正配置を考え、機能向上を図るためには、公民館等の施設機能を集約し、市民に愛される新たな拠点を検討していく必要があります。
プロジェクト推進課 社会教育施設課 新規	文化の拠点施設の整備 市民のニーズに的確に対応した、文化の拠点となる施設の整備を検討していきます。	市民の文化・芸術活動を支え、意識を高めていく上で、「活動の場」「成果を発表する場」「多様な文化・芸術に触れ、体験できる場」は欠かせないものとなっています。それらの市民のニーズを的確にとらえた文化施設の整備が求められています。

生涯学習の拠点となる施設を計画的に整備・改修し、その機能向上を図り、また、地域課題を解決するための活動の拠点として、計画的な施設の適正配置を進めるとともに、管理面については、市民力・地域力を活かした効果的な運営を検討します。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
公民館等利用件数	26,092 件 (令和元年度)	27,000 件
公民館等利用人数	402,321 人 (令和元年度)	424,000 人

☆参考 資料編 2 ページ 「公民館等一覧」
7 ページ 「公民館等の利用人数・件数」



1-4-1

図書館機能と蔵書の充実

幅広い市民のニーズに応じた図書館機能と蔵書を充実し、市民の図書館利用の拡大を図ります。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
社会教育施設課 継続	図書館職員の資質向上 図書館職員の資質の向上や専門知識・技能などの習得のため、自己研鑽に努めるとともに、各種研修会への参加を推進します。	各図書館・図書室はすべての年代の人たちに、さまざまな資料・情報を提供する場所です。市民の幅広いニーズに応じるため、図書館職員に求められる資質は年々高まっています。図書館職員には専門的な★レファレンスの知識や技術、接客サービスの水準を維持することが求められています。
社会教育施設課 継続	読書機会を増やすための図書館サービスの向上 蔵書検索や貸出・予約等の利用サービスをPRしたり、読書の魅力を伝える「図書館まつり」等のイベントを行います。また、来館せずとも利用できる方策として電子書籍の導入等を検討します。	各年代を問わず読書の機会の減少や活字離れが懸念されています。また、それらに対応する手段の一つとして、利用者から電子書籍の導入等も求められています。
社会教育施設課 継続	市民の利便性を考慮した施設の維持管理と環境整備 市民が快適に利用できる施設となるよう、適切な維持管理を行うとともに、それぞれの施設が持つ課題を解決できるよう、施設のあり方について検討していきます。	各図書館・図書室においては、施設の老朽化が進んでいるほか、書架不足や読書スペースの狭隘化、駐車場不足問題、施設の統廃合などの課題があり、効果的な施設・設備のあり方が求められています。

政策1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

施策4 読書環境の充実

取組1 図書館機能と蔵書の充実

<p style="text-align: center;">☆参考 資料編 8ページ 「各図書館・図書室の利用状況」 (人数・貸出点数・蔵書数)</p>	担当課	課題解決への取組	現状と課題
	社会教育施設課 継続	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">市民のニーズに応じた蔵書整備</p> <p>図書を選書・購入に際しては、市民のニーズを的確にとらえ、読書意欲を満たせるような蔵書整備を進め、他市町村との相互貸借なども活用します。また、市広報紙や★Web OPAC等を活用した新着資料等の情報提供を行います。</p>	<p>各図書館・図書室において、市民の利用率や図書の貸出件数が低下してきています。市民のニーズに迅速に対応して資料を収集することや、すべての年代の人たちの興味・関心や読書意欲の向上に結びつく蔵書の整備を行う必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
市内図書館等における市民1人あたりの 図書等の貸し出し数	2.45冊 (令和元年度)	2.80冊
図書利用カード登録者数 (年間新規登録者数)	1,760人 (令和元年度)	1,850人

図書利用カード新規登録者数の実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規登録者数	1,866人	1,949人	1,760人	1,488人

古河市三和図書館



用語解説

★レファレンス＝必要な資料や情報が必要な人に、的確に案内すること。電話・手紙などでも行うことができる。

★Web OPAC＝インターネットから図書資料等を検索できるシステムのこと。新着情報などのお知らせや、貸出状況の確認、予約等もできる。



1-4-2

読書団体の育成・支援

幼児期からの読書意識の高揚を図っていくため、読書団体などを育成・支援します。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
社会教育施設課 継続	読み聞かせボランティアが活動する際に必要な支援をするほか、団体のメンバー確保や活動に寄与する講座・研修など、団体へさまざまな情報提供を行います。	読書の楽しさや大切さを伝え、読書活動を推進していく上で、★おはなし会（読み聞かせ会）を実施する読み聞かせボランティア（読書団体）は重要な役割を担っています。しかし、ボランティアメンバーの高齢化に伴い、活動の先細りが懸念されます。団体の活動が円滑に行われるためには、団体のメンバー確保や個々のスキルアップに対する支援が求められています。
社会教育施設課 継続	読み聞かせボランティアによるおはなし会への支援 おはなし会を開催する際の広報や開催場所の提供と必要な助言・支援等を行うとともに、読み聞かせに活用できる大型絵本や紙芝居等の整備を進めます。また、親子が安全・安心に参加できるよう、おはなし会の新たな開催方法などについても支援します。	おはなし会については、新型コロナウイルス感染症の影響による、新たな開催方法を考える必要がありますが、効果的におはなし会が行われるためには、適切な場所の提供のほか、読み聞かせに用いる図書の整備・拡充、開催情報の周知などの支援が求められています。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
おはなし会で使う大型絵本・紙芝居冊数（団体貸出専用）	170冊 （令和2年度）	200冊
おはなし会開催回数	129回 （令和元年度）	143回

令和元年度おはなし会開催数内訳

古河図書館	48回	中央公民館	10回
三和図書館	28回	ユースセンター総和	32回
中田公民館	11回		

用語解説
★おはなし会＝ボランティアによる子どもたちへの絵本等の読み聞かせ。



子ども読書活動の推進

「★古河市子ども読書活動推進計画」に基づき、絵本の読み聞かせやおはなし会、ブックスタートなど地域のボランティアと連携して、子どもが本に親しむ環境づくりを進めます。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
社会教育施設課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">家庭での読書活動の推進</div> ★ブックスタート事業により、絵本を通して赤ちゃんと保護者が一緒に過ごすことの大切さを伝えます。また、子どもを中心に家族で同じ本を読む「★家読(うちどく)」活動の推進などを行います。	子どもにとって家庭は生活の拠点であり、人間形成を育む最も重要な場所です。家庭での読書活動は日常の生活を通して形成されるものであることから、保護者が子どもの読書に関心を持ち、読書に親しむきっかけづくりや、家族での読書の習慣づけなど、子どもが楽しく読書に興味を持つ環境づくりが必要となっています。
社会教育施設課 指導課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校等での読書活動の推進</div> 幼稚園・保育園等での読み聞かせなどにより、子どもたちが多くの図書に出会える環境づくりを推進します。また、小中学校での読書タイムの進捗、「学校だより」「図書だより」等での読書活動の啓発などを推進します。	学校等での読書活動は、発達段階に応じた取り組みが求められています。乳幼児期には読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ活動を進めることが大切です。小中学校では児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身につけ、読書の幅を広げるような読書機会の拡充や、図書紹介などで図書に触れる機会を確保することが重要となっています。
社会教育施設課 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">図書館等での読書活動の推進</div> 児童書の整備・拡充や子ども向け雑誌の整備を進めるとともに、「★読書手帳」の配布及び活用を図ります。また、本や図書館等に親しむための工夫を凝らしたイベントを開催するほか、子どもの読書活動に関するポスター・リーフレットによる啓発などを進めます。	図書館等は、あらゆる分野の資料を提供し、子どもたちが自由に読書に親しめる施設であることが大切です。乳幼児期からの発達段階に応じた資料の充実を図るとともに、さまざまなイベントや読書活動の情報発信、図書に親しむ機会の提供に努め、読み聞かせボランティアと連携しつつ子どもの読書活動を推進することが求められています。

政策1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

施策4 読書環境の充実

取組3 子ども読書活動の推進

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
子ども向け蔵書数	125,659 冊 (令和2年度)	127,000 冊
読書手帳発行冊数(延べ)	1,789 冊 (令和2年度)	8,000 冊

ブックスタート事業配布数の実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度
938人	857人	920人

読書手帳



おなはし会の様子



用語解説

★古河市子ども読書活動推進計画Ⅱ国・県・本市の現状と課題を踏まえた、子どもの読書活動に関する基本理念や推進方法などの施策を示したもの。

★ブックスタート事業Ⅱ0歳児健診時などに絵本をプレゼントして、絵本を通して親子がふれあうきっかけづくりをボランティアと図書館が連携して行う子育て支援事業。

★家読(うちどく)Ⅱ「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をする」ことで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動。

★読書手帳Ⅱ図書館・学校図書館で借りた本や個人で読んだ本の履歴を記録するノート。

政策2 生きる力を育む学校教育の充実

施策1 幼児期（幼稚園・保育園・認定こども園）

から児童期（小学校）への円滑な移行支援

施策2 特色ある学校教育の充実

施策3 地域教育機関の充実

政策2 生きる力を育む学校教育の充実

施策1 幼児期（幼稚園・保育園・認定こども園）から

児童期（小学校）への円滑な移行支援

取組1 幼児教育と小学校教育の接続の推進



2-1-1

幼児教育と小学校教育の

接続の推進

幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、小学校の各教科等における学習に円滑に接続されるよう指導の工夫や指導計画の作成を支援します。また、幼児教育施設と小学校の教職員の交流を通して、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>幼児教育と小学校教育の接続の推進</p> <p>幼児教育施設職員と小学校教職員を対象に、教育課程編成等に関する幼児期接続のための情報共有を推進し、保幼小の連携・接続を図ります。</p>	<p>幼児期の遊びを通して学んできた活動から、小学校の各教科における学習に円滑に移行できるように、幼児教育施設と小学校の情報共有や★スタートカリキュラムの作成を支援するなど、保幼小の連携・接続が重要となっています。</p>
指導課 継続	<p>就学相談による情報共有の推進</p> <p>就学前児童の保護者との個別就学相談や幼児教育施設等訪問を通して、特別な配慮を要する児童の情報共有を推進します。</p>	<p>入学後、小学校の学習や生活になじめず、授業中に出歩いたり、大きな声を出したり、学校に行くのを渋ったりする状況が続くことが問題となっています（小1プロブレム）。</p>
指導課 継続	<p>入学前相互訪問の推進</p> <p>幼児教育施設職員と小学校教職員が入学前相互訪問を行うなど、職員間の連携を推進し、個に応じた教育の充実を図ります。</p>	<p>小学校入学前に、幼児教育施設職員と小学校教職員が入学児童に関する情報を共有することで、教職員が個に応じた質の高い指導ができるよう支援していく必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
幼児教育施設職員と小学校教員による相互訪問を行っている小学校数	7校 (令和2年度)	23校

※令和2年度の現状値は、コロナ禍のため相互訪問を中止した学校あり

☆参考
資料編 1ページ
「小中学校一覧」

用語解説
★スタートカリキュラム
小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラムのこと。例えば、学校を探索する生活科の学習活動を中核として、国語科・音楽科・図画工作科などの内容を組み合わせ、大きな単元を構成することなどが考えられる。



2-2-1

個に応じた教育の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">教育活動指導員の配置</div> 児童生徒の学習意欲の向上と基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため、市内全小中学校に「教育活動指導員」を配置し、ティーム・ティーチング（ＴＴ）を行うなど、きめ細かな教科指導を行います。	学習指導要領で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。授業において、理解度や到達度等の差に応じたきめ細かな指導を実施することで、児童生徒の学習意欲の向上と基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ることが重要です。
指導課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育的支援の推進</div> 指導主事等による学校訪問や、専門性の高い特別支援学校の教職員による巡回相談などを通して、市内小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の充実を図ります。	共生社会の実現に向けた「★インクルーシブ教育システムの構築」のため、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対しては、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と密接な連携を図り、そのニーズに最も確にこたえる教育を推進することが求められています。
指導課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">教職員の専門性の向上に向けた研修等の充実</div> 教職員研修の充実により、児童生徒の実態把握や特別支援教育に関する基礎的・知識・技能の向上を図ります。また、指導主事等による学校訪問や関係機関との連携を通して、教職員の専門的指導力の向上を図ります。	市内小中学校の児童生徒数は減少傾向にあるものの、特別支援学級在籍者は、年々増加傾向です。そのため、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の充実が求められています。

★ティーム・ティーチング（ＴＴ）や少人数指導など、きめ細かな教育を推進し、児童生徒一人一人の確かな学力の定着を図ります。また、一人一人の児童生徒を大切にしたい個別の支援や特別な配慮を要する児童生徒に対する支援の充実に努めます。

政策 2 生きる力を育む学校教育の充実

施策 2 特色ある学校教育の充実

取組 1 個に応じた教育の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導及び支援を行うため「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を推進します。</p> <p>「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用</p>	<p>特別支援学級や★通級指導教室では、一人一人の教育的ニーズに対応できるように、客観的な児童生徒の実態把握や児童生徒・保護者との話し合いを進め、児童生徒が自立して社会参加ができるよう、指導・支援を行っていく必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
市内小中学校への「教育活動指導員」の配置率	100% (令和2年度)	100%
実態把握のための新たな発達検査(★WISC-IV)実施可能校	12校 (令和3年度)	32校

用語解説

★ティーム・ティーチング(TT)＝学級の指導に一人の教職員が当たるのではなく、複数の教職員がチームをつくり、児童生徒の指導にあたる授業形態。

★インクルーシブ教育システム＝人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

★通級指導教室＝通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒が、通常の学級に在籍しながら困難を改善・克服するための特別な指導(自立活動)を週に数時間受けるための教室。

★WISC-IV(ウイスク・フォー)＝WISCは、Wechsler Intelligence Scale for Childrenの略。世界各地で使用されている児童用のウエクスラー式知能検査。5歳0か月～16歳11か月で実施が可能で、全体的な知的能力や記憶・処理に関する能力を測ることができるため、発達障がいの診断やサポートに活用されている。

政策 2 生きる力を育む学校教育の充実

施策 2 特色ある学校教育の充実

取組 2 確かな学力の向上

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>学習支援アプリを活用した家庭学習の支援</p> <p>授業と家庭学習の連携を図り、児童生徒の学力向上を目指すために、学習支援アプリを効果的に活用した家庭学習を支援していきます。</p>	<p>★学習支援アプリを効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」を取り入れた授業改善を行うことで、授業と家庭学習の関連を図り、児童生徒の学力の向上を目指すことが重要です。</p>
指導課 継続	<p>英語検定受検料の補助</p> <p>市内在住の小学校5年生から中学校3年生の児童生徒に対して、英語検定の受検機会を増やすため、英語検定の一部を補助します。</p>	<p>本市は、国から教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から英語教育を実施しています。実用英語技能検定（以下「英語検定」という）を受検することは、英語に関心をもち、学習意欲を向上させる機会の一つと考えています。そのため、英語検定料の助成を実施し、受検機会を増やしていくことが必要です。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
市学力向上推進委員会の実施（年2回）	100% （令和2年度）	100%
ICT機器の効果的な活用に関する研修会の実施（年6回）	100% （令和2年度）	100%
英語検定料補助を利用した児童生徒の受検率	19.7% （令和2年度）	30.0%

用語解説

★ICT機器⇨ICTとは、Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ではすでに一般的となったIT(情報技術)の概念をさらに一歩進め、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。ICT機器は、タブレット型端末・ノートパソコン型端末・大型ディスプレイ(大型テレビ)・実物投影機・デジタル教科書ソフト等の機器。

★GIGAスクール構想⇨児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

★学習支援アプリ⇨簡単な操作で教職員と児童生徒の「双方向化」や「協働化」を可能にするアプリで、本市では、「eライブラリ」や「Google Workspace」等を活用している。

政策 2 生きる力を育む学校教育の充実

施策 2 特色ある学校教育の充実

取組 3 豊かな心の育成

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>「古河市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期解決にむけて、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策委員会」を組織し、いじめを許さない学校づくりを推進します。</p> <p>いじめ・不登校児童生徒への取組と充実</p>	<p>いじめを学校や地域で早期に発見し、早期に対応するなど、子どもの人権を大切にすることが必要です。「古河市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない学校づくりを推進するとともに、いじめ問題の未然防止・早期解決のための組織づくりに努めることが求められています。</p>
指導課 継続	<p>教育相談事業の充実</p> <p>全ての不登校児童生徒と関係構築を築いていくために、関係諸機関との連携を強化し、教育支援センター等の相談事業の充実を図ります。</p>	<p>本市では、不登校をはじめとする教育上の不安や悩みの解消・解決のために、★教育支援センターの開設及び★ホームステディサポーターやスクールカウンセラー派遣などの教育相談事業を行っています。今後、全ての不登校児童生徒と関係を築くために、学校等との連携を強化していく必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
人権研修における受講者評価（アンケート） （4段階）	—	3.5
「古河市いじめ問題対策連絡協議会」及び「古河市いじめ問題対策委員会」の年間開催数	2回 （令和2年度）	2回
教育支援センターの支援人数÷不登校児童生徒数 （%）	46.48% （令和2年度）	52.00%

☆参考
資料編 2ページ
「教育支援センター一覧」

用語解説

★スクールガードⅡ 学校生活に適應できない生徒に対して配置するもので、学校生活における指導及び支援を実施し、生徒の安全と学校生活の安定及び向上に努める。

★教育支援センターⅡ いじめや不登校・引きこもりなどに直面している児童生徒・保護者・教職員の心の悩みを解消・解決するための相談活動を行う学校外の公的施設として設置された機関。

★ホームステディサポーターⅡ 家に引きこもりがちな児童生徒に対する家庭訪問支援や、教育支援センターに通室している児童生徒に対する活動支援を行う有償ボランティアのこと。



2-2-4

体力の向上

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>体力・運動能力調査の実施・活用</p> <p>体力・運動能力の調査結果により策定した「体力アップ推進プラン」を授業や運動部活動などに有効活用します。そのために効果的な活用方法の研修や、結果を踏まえた授業展開の研究授業等を行っていきます。</p>	<p>各小中学校においては、全児童生徒を対象にした体力・運動能力調査を実施し、その結果を相対的に把握することにより、個々に応じた体育指導を行い、体力の向上を図っています。楽しみながら、しかも実践力に結びつく知識の習得と、それらを活用する方法を考える学習の展開の工夫が必要となっています。</p>
指導課 継続	<p>体力向上に向けた指導方法の工夫・改善</p> <p>児童生徒の運動に対する興味・関心を高めるため、外部講師を招き、教師対象のスキルアップ研修の実施や、児童生徒への指導を行うなど、指導方法の工夫・改善を図ります。</p>	<p>児童生徒が「できること、わかること、関わること」を実感し、それらをバランスよく組み込んだ体育の授業を目指しています。そこでICTを効果的に活用し、個に応じた多様な指導方法の工夫・改善が求められています。</p>

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を活用し、各学校で課題克服のために「体力アップ推進プラン」を策定します。授業だけではなく、昼休みや体育的行事における実践も具体的に設定・実践・評価していくことで、体力の向上を図ります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
体力テスト結果 (運動能力の高い子の割合) - (低い子の割合)	小 24.99% 中 38.99% (令和元年度)	小 30.00% 中 41.00%



特色ある教育活動の展開

考える力を基盤として、自ら考え判断し、表現できる児童生徒の育成を目指した学校の意欲的な取り組みを支援します。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	理科教育支援員を全小学校に配置し、理科の授業における観察・実験等を支援します。また、発展的な学習教材の提供や理科室の薬品管理、観察・実験教材の準備等を行います。 理科教育支援員の配置	児童が理科に関する興味・関心や観察・実験技能の向上を図るため、理科教育の体制充実が求められています。学級担任と連携を図りながら、理科の授業での観察・実験等の補助を行うための支援員を適切に配置する必要があります。
指導課 継続	小学校23校の理科教育支援員同士の情報交換会や理科教育研修を実施することで、支援員間の情報共有や観察・実験技能等を育成し、理科指導力の向上を図ります。 理科教育支援員の資質の向上	児童の「科学する心」を育てる取り組みとして、授業の補助だけではなく、理科の専門性の高い発展的な学習や科学研究作品等への指導・アドバイスをするために、理科を指導する能力をより一層向上していく必要があります。
指導課 継続	自分の意見を英語で発信することができる「人財」の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた授業を展開できるように、指導力の向上を推進します。 英語発信力の向上	本市は平成29年度に国から教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から英語活動を導入し、英語に慣れ親しませ、発達段階に応じて、「コミュニケーション」を図る素地となる資質・能力の育成を図っています。児童生徒が自分の考えや思いを伝えられるような英語発信力の向上が求められています。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
観察や実験を行うことが好きな児童 (小学校対象)	92.1% (令和2年度)	93%
英語で積極的に自分の考えや思いを 伝えようとしている児童 (小学校対象)	87% (令和2年度)	90%



2-2-6

キャリア教育の推進

小学校と中学校をつなぐ組織的・系統的なキャリア教育の充実と、家庭・地域との連携によるキャリア教育の推進を図ります。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 新規	「いばらきキャリアパスポート」を活用し、効果的な活用方法を紹介したり、小中高間で確実に引き継ぎができるように方法を確認したりすることで、発達の段階を踏まえたキャリア教育を推進します。	令和2年度から、「いばらき★キャリアパスポート」を活用し、児童生徒が学習に見通しを立て、学習を振り返ったりする活動を計画的に取り入れていくことが大切です。その中で、小中高の校種間を超えての引き継ぎや、発達の段階を踏まえたキャリア教育について、校種間の共通理解を図る必要があります。
指導課 継続	児童生徒それぞれの勤労観・職業観を育成することだけでなく、いきいきと学ぶことができる環境の整備を目指し、各学校に自然体験学習や職場体験学習の場、社会人講師の情報などを提供します。	小中学校では実践的・体験的な活動を行うにあたり、自然体験活動や職場見学、社会人講話、職場体験学習などを行っています。教職員が体験場所を決める際には、多くの情報の中から体験場所や講師決定ができる環境を整えることが求められています。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査質問紙「将来の夢をもっていますか？」に対する回答（もっている、どちらかといえばもっている）	小：83.8% 中：70.5% (令和元年度)	小：90% 中：75%

用語解説
★キャリアパスポート＝小学校から高校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができるポートフォリオ(例・観察ノート・作品・図表・写真・レポートなど)のような教材のこと。

政策2 生きる力を育む学校教育の充実

施策2 特色ある学校教育の充実

取組7 教職員の資質・能力の向上

研修支援			
全職員	管理職	中堅教員	若手教員
計画訪問、要請訪問	計画訪問	要請訪問	要請訪問、初任者研修

教育課題対応			
特別支援教育	外国語教育	人権教育	ICT活用
特別支援教育集合指導訪問、特別支援教育研修会	日本語指導研修会、英語教育研修会	人権教育推進訪問、人権教育研修会、人権教育講演会	学力向上推進委員会、教育論文研修会、ICT支援推進委員会

用語解説
 ★指導主事＝学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教職員。教育委員会の事務局に置かれている。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課	<p>児童生徒の実態を把握し、具体的な指導が必要なため、学校訪問を通して指導を行っていきます。カリキュラムの編成や指導計画・指導方法や1人1台端末の効果的な活用を踏まえた指導案づくり等の相談・支援を行います。</p> <p>学校訪問を通しての実効性のある指導・助言</p>	<p>学校で実施する教育課程や授業改善に関する指導・助言のため、小中学校全32校に年1回の計画訪問、さらには各小中学校の課題に応じた要請訪問を行っています。指導にあたっては★指導主事が、県や県外等での研修会で得た内容を、各小中学校の児童生徒・教職員の実態に合わせ、具体的に実効性のあるものにして指導することが必要です。</p>
<p>継続</p> <p>教育総務課 指導課</p>	<p>学校における働き方改革</p> <p>教職員の働き方を見直し、自身の人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動が行うことができるようにするため、学校における教職員の働き方改革を推進します。</p>	<p>社会の変化に伴い、学校教育の改善・充実が求められ、学校への課題は複雑化・多様化しています。そのため、教職員の長時間勤務を改善し、教職員が健康でやりがいを持って、子どもたちにきめ細かな教育を行えるよう、「学校における働き方改革」が必要になっていきます。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
教職員の大学院への派遣人数	0人 (令和2年度)	2人
茨城県教育研究会教育論文入賞者数	2人 (令和2年度)	3人
月あたりの時間外勤務45時間以内の教職員の割合	28% (令和3年4月)	100%



読書教育の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>余暇時間の過ごし方の多様化による「読書離れ」「活字離れ」を防ぐために、読書の習慣化を目指します。今後も、県事業「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を推進していきます。</p> <p>「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の充実</p>	<p>テレビ・インターネット・音楽・ゲーム機器等のさまざまな情報メディアの発達・普及により、子どもたちを取り巻く生活環境が変化しています。余暇時間の過ごし方の多様化によって「読書離れ」「活字離れ」が進んでいることが課題となっています。</p>
指導課 継続	<p>全小中学校に配置している「学校図書館支援員」を引き続き活用し、学校司書のサポートや学校図書館の環境整備などを効果的に実施していくことで、児童生徒の読書率のさらなる向上を目指します。</p> <p>「学校図書館支援員」の効果的な活用</p>	<p>児童生徒に本を読みたいと思わせるような図書室の環境を整えることや、授業で使いやすいように本を選定していくこと、「朝読書」の時間を設定することなど、児童生徒の読書習慣の確立に向けた取り組みが求められています。</p>

県事業「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を活用し、各小中学校の読書率の向上を目指します。また、各小中学校の学校図書館の環境整備を推進します。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
小学校「年間50冊賞」達成率	91.7% (令和2年度)	100%
中学校「年間30冊賞」達成率	32.5% (令和2年度)	60%

政策 2 生きる力を育む学校教育の充実

施策 3 地域教育機関の充実

取組 1 新たな教育機関の誘致



2-3-1

新たな教育機関の誘致

担当課	課題解決への取組	現状と課題
プロジェクト推進課 継続	<p style="text-align: center;">高等教育機関の誘致</p> <p>県などへの高等教育機関誘致の要望を継続するとともに、専門職大学制度等を見据え、市内の既存専門学校と連携を図りながら、多様な人材の輩出、専門性の高い人材の確保を図ります。</p>	<p>本市内には複数の専門学校があります。大学や高等専門学校・専門学校などの高等教育機関の誘致を行い、人材育成を図るため、県などに要望を行っています。少子化に伴う定員確保等の課題や経済の停滞といった、多くの課題を抱えています。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
市内専門学校数	4校 (令和3年度)	4校

教育機関誘致を記載した『新市建設計画』



専門学校や大学など高等教育機関を誘致することにより、市内で専門性の高い教育を受ける選択肢を広げ、多様な人材の輩出や、市内での専門性の高い人材の確保を図ります。



学校間連携の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>9年間を見通した教育の推進</p> <p>中1ギャップの解消のために、9年間を見通したカリキュラムの編成や小中学校間で教員の人的交流(出前授業等)を図るなど、実態に応じた連携を推進します。</p>	<p>子どもの資質・能力・態度等のより良い育成のためには、義務教育終了時点での生徒像を小中学校で具体的に共有することが必要です。現在、同一中学校区内の小中学校において、授業の流れや家庭学習について統一した指導をしたり、中学校の教職員が小学校で出前授業を実施したりしています。小中学校の接続を滑らかにし、★中1ギャップの解消も求められています。</p>
指導課 継続	<p>小中連携推進協議会の設置・活用</p> <p>学校・家庭・地域の一層の連携のために、学校ごとに「小中連携推進協議会」を設置し、関係者が目的を共有し、地域に根ざした学校を目指します。</p>	<p>同一中学校区内の小中学校では、あいさつ運動や運動会・学校祭等において児童生徒の交流が実施されています。児童生徒のみならず、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみで児童生徒の成長を見守っていく教育環境の構築が課題となっています。</p>

各中学校区における小中学校の連携を推進し、小学校教育から中学校教育への円滑な接続及び義務教育9年間を見通した系統的・継続的な指導により、学力向上や学校生活への適応を図ります。

用語解説

★中1ギャップ＝小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじみず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のこと。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策1 学校施設・設備・備品の充実と維持管理

施策2 就学しやすい環境づくり

施策3 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの

居場所づくり

施策4 学校保健の充実

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策1 学校施設・設備・備品の充実と維持管理

取組1 学校施設の適正配置



3-1-1

担当課	課題解決への取組	現状と課題
教育総務課 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div>	市内小中学校の★適正規模・適正配置 市立小中学校の適正規模・適正配置について、地域の実情に応じた計画を策定します。	本市では、少子化や人口減少に伴い、地域によって児童生徒数に偏りが生じており、令和3年度から★複式学級の導入を開始した学校もあります。今後も少子化の傾向が続くことが予想され、★小規模校の増加が問題となっています。

学校施設の適正配置

用語解説

★複式学級＝児童生徒の数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合に、数字年の児童または生徒を1学級に編成すること。例えば小学校なら、学級あたりの人数が16人以下（1年生を含む場合は8人以下）の場合が基準となる。

★小規模校＝「小中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」等では、学校規模の分類として、例えば小学校なら6学級から11学級しかない場合を「小規模校」としている。

★適正規模＝『学校基本法施行規則』では、小中学校の学級数は「12学級以上18学級以下を標準とする」としている。また、「小中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」等でも、学校規模の分類として、12学級から18学級までを「適正規模校」としている。

児童生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境及び社会性向上の観点から、適正規模・適正配置について検討します。

適正規模・適正配置についての検討





3-1-2

学校施設の

適正な維持管理

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校教育施設課 継続	<p>学校施設の維持管理</p> <p>突発的な設備故障や小規模修繕等に対し、学校運営に支障のないよう早急に対処します。また、大規模な修繕等も日常点検や専門家による調査を踏まえ、年次計画を立て整備を行います。</p>	<p>突発的な設備の故障や小規模な修繕等が数多く発生していることから、その都度補修・修繕等を行う必要があります。また、大規模になるような故障や修繕は、計画的に工事を行っていく必要があります。</p>
学校教育施設課 継続	<p>学校施設の整備</p> <p>学校施設長寿命化計画実施5か年計画により、まずは古河第一中学校の施設について整備を進めます。</p>	<p>築40年以上経過した学校施設が多くみられ、施設や設備の老朽化が進んでいます。児童生徒の安全確保や学校運営にも支障を来すため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に長寿命化改修工事を行っていく必要があります。</p>
学校教育施設課 拡充	<p>学校施設の管理業務の効率化</p> <p>多岐にわたる管理業務について、★包括管理業務委託の導入を検討し、これにより業務の適切化、対応先等の集約化を図ります。</p>	<p>市内全小中学校に対する法定点検や清掃業務などの管理業務が必要になります。また、それぞれの業種ごとに委託契約をしているため、学校側との連絡等が複雑化している状況です。そのため、学校側の対応が簡素化できることが求められています。</p>

学校施設長寿命化計画を念頭において、施設の老朽化による大規模改修や設備の更新など、学校施設の適正配置計画も視野に入れながら計画的に進めるほか、維持管理の簡略化や安全管理の充実など適正な管理運営を行うことにより、安全・安心な教育環境を提供します。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策1 学校施設・設備・備品の充実と維持管理

取組2 学校施設の適正な維持管理

<p>★用語解説</p> <p>★包括管理業務委託Ⅱ施設ごと、業務ごとに契約している保守点検や清掃等、さまざまな業務委託を一つに包括した維持管理手法で、複数年にわたり契約する委託のこと。</p> <p>★避難所Ⅱ小中学校指定避難所 21校</p>	担当課	課題解決への取組	現状と課題
	<p>学校教育施設課</p> <p>拡充</p>	<p>学校施設における防災機能の整備</p> <p>バリアフリー化等に必要な改修内容を計画して、国庫補助等を活用しながら順次整備を進めます。</p>	<p>市内の小中学校は、バリアフリー化がされていない学校が多く存在します。これからは、★避難所としての役割も求められているため、バリアフリー等の整備を行う必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
古河第一中学校長寿命化改修事業実施率	0% (令和2年度)	100%
小中学校体育館LED照明改修率	40% (令和2年度)	90%

学校施設修繕、バリアフリー化





学習環境の充実

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校教育施設課 継続	机・いす等の学習備品の充実 小中学校施設内備品については、有効利用を図りながら、学校からの要望を踏まえて計画的に購入していきます。	小中学校の机・いす等の施設内備品については、児童生徒数の推移を見据えながら、老朽化・破損・不足等の状況により、計画的な購入を進めていく必要があります。
学校教育施設課 継続	学習指導要領に対応した教材等の充実 学習指導要領に対応した教材等を整備し、不足等により授業に支障のないよう、補助金等を有効に活用しつつ、学校と調整しながら整備していきます。	義務教育教材・理科教育設備等の教材備品は、学校からの要望を踏まえた上で、学習指導要領に対応した教材整備を行い、授業での活用に不足や支障を来すことのないよう、計画的に購入していく必要があります。
学校教育施設課 指導課 継続	ICT教育環境の充実 小中学校では引き続き導入後の維持管理費等も検討しながら、バランスの取れたICT機器の導入・整備（旧機器の入れ替えも含めた）及び機器類の運用管理を行います。	小中学校では、普通教室等に無線LAN環境の整備を行い、★タブレット型端末・ノートパソコン型端末を整備し、児童生徒一人一台端末の環境が整いました。今後は、国の整備方針で目標水準とされている★指導者用端末や特別教室への大型テレビの整備並びに老朽化している既存端末の入れ替えを計画的に行う必要があります。

学習指導要領に対応した教材等の整備をするとともに、ICT機器の整備の推進など、学習環境の充実を図ります。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策1 学校施設・設備・備品の充実と維持管理

取組3 学習環境の充実

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 学校教育施設課 継続	★校務支援システムの運用管理 教職員等の校務の効率化及び教職員間で必要な情報共有等の校務管理に資するため、システム及び機器類の安定した運用管理に努めます。	教職員が校務のため使用しているパソコン端末やプリンター等の機器類については、校務に支障がないよう、計画的な入れ替え整備が必要です。また、サーバー機器類については、安定した運用管理を行う必要があります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
指導者用端末の整備率 (教室数を基にした必要台数、概ね500台)	0% (令和2年度)	100%
特別教室への大型テレビ整備率 (必要台数は特別教室用各校6台、合計192台)	0% (令和2年度)	83%

※児童生徒用端末は令和2年度に1人1台を達成したため、指導者用端末の整備を進めていく。

※普通教室(通常学級)への大型テレビ整備は令和3年度に達成したため、特別教室への整備を進めていく。

☆参考
 資料編 10ページ
 「ICT教育関連機器の整備状況」

用語解説
 ★タブレット型端末⇨液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。
 ★指導者用端末⇨授業を担任する教師が教室で使用する学習用端末のこと。
 ★校務支援システム⇨児童生徒の出欠状況や指導要録などを記録・保存するシステムの総称。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策2 就学しやすい環境づくり

取組1 多様なニーズに対応した就学支援



3-2-1

多様なニーズに対応した就学支援

担当課	課題解決への取組	現状と課題
教育総務課 継続	<p>経済的理由により就学が困難な児童生徒への援助</p> <p>児童生徒の教育の機会均等を図るとともに、健全な育成のために、就学援助制度の適正な運用に努めます。</p>	<p>保護者の経済的な理由により就学が困難な状況にある、また特別支援教育を必要とする児童生徒の円滑な就学を図るため、就学に関わる費用の助成制度の充実が求められています。</p>
教育総務課 継続	<p>松岡奨学金の給付</p> <p>経済的理由により高等学校への就学が困難な生徒に対し、松岡奨学金を財源とした奨学資金給付制度による奨学金の給付と制度のPRに努めます。</p>	<p>本市には優秀な生徒にもかかわらず、経済的理由から高等学校への就学が困難な生徒が少なからず存在しています。そうした、就学が困難な生徒を支援する奨学金制度などを活用し、教育機会の均等性を図ることが必要です。</p>
指導課 継続	<p>特別支援教育支援員の配置</p> <p>学習や生活上の教育的な支援を必要とする児童生徒が、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みができるよう、また、学校生活を安全・安心に送れるよう、児童発達支援センター等との連携を強化するとともに、市内小中学校への特別支援教育支援員の配置を充実させます。</p>	<p>本市の児童生徒数は減少傾向にあるものの、教育的な支援を必要とする児童生徒数は年々増加しています。学習や生活上の教育的な支援を必要とする児童生徒に対し、小中学校の現場からは特別支援教育支援員の派遣が求められています。</p>

★児童発達支援センター等との連携を強化し、就学相談・就学指導の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員を活用し、特別な教育的ニーズのある児童生徒が生活や学習上の困難を克服できるよう支援を行います。また、日本語指導員等を活用して外国人児童生徒等への日本語指導を行い、学校生活への適応を図り、多様なニーズに対応した就学支援を推進します。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策2 就学しやすい環境づくり

取組1 多様なニーズに対応した就学支援

担当課	課題解決への取組	現状と課題
指導課 継続	<p>の派遣</p> <p>日本語指導員及び日本語指導サポーター</p> <p>日本語指導を必要とする外国人児童生徒等への支援については、さまざまな変化に対応できるように、スタッフの充実を図るとともに、加配校をはじめとする市内各小中学校への研修を進めていき、市全体で対応する体制を維持します。</p>	<p>本市では、★日本語指導教員加配校以外の日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校については、★外国人等児童生徒支援員を派遣し、日本語指導をはじめとする学校への適応指導等を行っています。しかしながら、加配校を含めた市としての総合的な支援と、外国人児童生徒等の変化(主に増減数)に対応した支援の構築が課題となっております。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
特別支援教育支援員配置要請に対する配置率	72.0% (令和2年度)	85.0%
日本語指導が必要とされる児童生徒への支援率	100% (令和2年度)	100%

松岡奨学金給付人数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
16人	13人	9人	6人	9人

日本語指導を必要とする児童生徒数

平成18年度	平成26年度	令和2年度
28人	56人	116人

用語解説

★児童発達支援センター
「児童福祉法」に基づき設置された、発達に支援が必要な児童の通所施設。早期に必要な指導や特徴に合わせた対応を提供することで、児童とその家族の将来的な負担を軽減できるように支援する。

★日本語指導教員加配校
日本語指導を要する外国人児童生徒及び帰国子女等が多く在籍していることから、日本語指導を主として行う教員を配置している学校。

★外国人等児童生徒支援員
市の専門職である日本語指導員と指導課登録の有償ボランティアの日本語指導サポーターを合わせた名称。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策3 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの

居場所づくり

取組1 開かれた学校づくり



3-3-1

開かれた学校づくり

担当課	課題解決への取組	現状と課題
教育総務課 指導課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域人材・地域ボランティアの活用</div> 総合的な学習の時間等を有効に活用するために、★ゲストティーチャー（GT）として地域の人材活用が図られるよう推進します。また、登下校時の見守りや奉仕活動など、さまざまな教育活動における地域人材の活用に努めます。	学校における体験学習などでは、子どもたちに「本物の体験」を教育するために、さまざまな知識や経験を持った、より専門性のある人材を活用することが必要になっていきます。また、登下校時の見守りや奉仕活動などといった教育活動への人的・物的資源の活用が求められています。
教育総務課 生涯学習課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入</div> 地域人材（★地域学校協働活動推進員）の発掘・指導を行い、学校や地域の実情に応じ、学校の運営を支援する学校運営協議会を設置して、地域・家庭・学校が連携・協働して子どもたちの豊かな成長を育みます。	教育活動の実施や地域・家庭と学校の連携を深めるため、各学校では★学校評議員を設置しています。学校が抱える課題等が複雑かつ困難化する中で、地域・家庭・学校がより力を合わせ、地域性を活かした特色のある学校づくりを進め、児童生徒の健全育成を図ることが求められています。
指導課 学校教育施設課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校と保護者、地域をつなぐ学校ホームページの充実</div> 市内の学校や先進校の取り組みを紹介するなどして、学校のホームページの充実を図り、積極的な情報発信を推進します。	各学校ではホームページや学校だより等を通して、学校概要をはじめ、日常の学習活動や行事、特色ある取り組み等を紹介したり、家庭学習や生活リズムの構築などについて家庭に啓発したりするなど、保護者や地域の方々に情報発信を行っています。今後は、学校が伝えたい情報だけでなく、保護者目線に立ったホームページ運用が必要です。

学校の教育目標や教育活動を広く公開・共有し、保護者や地域との連携・協働を進め、地域に開かれた学校をつくります。また、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営等に取り組むための★コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入を進めます。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策3 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり

取組1 開かれた学校づくり

<p style="text-align: center;">☆参考 資料編 1ページ 「小中学校一覧」(教育ポータルサイト)</p>	担当課	課題解決への取組	現状と課題
	指導課	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内部・外部評価を活かした教育活動の充実</p> <p>教職員による自己評価や学校関係者評価等を活かした特色ある学校づくりが図られるよう推進します。</p>	<p>各学校において単年度の教育活動の成果や効果等について、年間2回、児童生徒・保護者・教職員へのアンケート調査(学校評価)や学校関係者評価を行っています。アンケートの調査結果が教育活動の改善に活かされていることを保護者や地域の方に伝えるよう、工夫していくことが必要です。</p>

継続

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
学校運営協議会設置校	0校 (令和2年度)	5校
市内小中学校のホームページの 1月平均の総閲覧回数	8,471回 (令和2年度)	9,000回
ゲストティーチャー(GT)を 活用した学校数	—	32校
各種評価を活かした学校経営計画 を作成している学校	100% (令和2年度)	100%

用語解説

★コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) 保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教法第55条の5)に基づいた仕組みです。

★ゲストティーチャー(GT) 指導者として特別に学校に招いた市民等を指す。地域の方で専門的な知識や技能をもち、高い識見を備え、それらを活かして授業に参加、学習指導の一翼を担い、学習目標の達成のために活用する形として定着している。

★学校評議員 教育に関する理解及び識見を有する地域の方で、教育活動の実施並びに地域社会・家庭及び学校の連携促進等の学校運営に関して意見や助言を行う。

★地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7) 教育委員会の施策に協力して、地域住民と学校との情報共有を図るとともに、地域住民等に対する助言などを行うといった、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を果たす。

政策3 安心して学べる教育環境の充実

施策3 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり

取組2 子どもを見守る環境づくり

<p style="text-align: center;">☆参考 資料編 11ページ 「放課後児童クラブ施設一覧」 「放課後児童クラブ年度別入所児童数」</p>	担当課	課題解決への取組	現状と課題
	子ども福祉課	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">児童の健全育成</p> <p>放課後児童クラブを適切に運営し、子どもたちに遊びの場・生活の場を提供して健全育成を図るとともに、柔軟かつ臨機応変に環境整備を行います。</p>	<p>放課後児童クラブでの集団生活を通じた</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">児童の健全育成</p> <p>小学校児童が、放課後等を安全に過ごす生活の場である放課後児童クラブは、集団生活や異年齢交流などを通し、児童の心身の健やかな成長を図るため、適切な運営を維持する必要があります。また、年々高まるニーズに臨機応変に対応する施設整備や環境整備が必要です。</p>
	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</p>		

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
小中学校の不審者対応訓練実施率	65.6% (令和2年度)	100%
小中学校の防犯教室実施率	100% (令和2年度)	100%
小中学校の防災（避難）訓練実施率	100% (令和2年度)	100%
放課後児童クラブ希望者入所率	99.6% (令和2年7月1日)	100%

放課後児童クラブの様子





3-4-1

児童生徒・教職員の健康の保持・増進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
教育総務課 継続	児童生徒・教職員の健康管理 学校保健安全法に基づき、引き続き就学予定児童に対する健康診断、児童生徒及び教職員に対する健康診断を実施します。	学校保健安全法に基づき就学予定児童に対し、委嘱している学校医等による健康診断を行っています。診断結果により、治療勧告や保健上の必要な助言等、就学に関する指導を行っています。定期健康診断は、児童生徒及び教職員の疾病の早期発見・早期治療・予防につながり、児童生徒及び教職員の健康管理のために必要な取り組みとなっています。
教育総務課 拡充	教職員の★メンタルヘルス不調の未然防止 労働安全衛生法に基づく教職員のストレスチェックを引き続き実施し、ストレスの状態を把握することで、業務改善や職場環境の改善を図ります。	労働安全衛生法に基づき、教職員に対し、ストレスチェックを行っています。ストレスが高い場合には、申出により医師による面接を受け助言をもらうようにしており、学校の業務の軽減など職場環境の改善につなげていくためには必要な取り組みとなっています。

児童生徒・教職員の健康管理のために健康診断を実施し、健康保持や増進に努めます。また、教職員に対してストレスチェックを実施するとともに勤務状況等を把握し、国・県の方針を踏まえながら学校の業務・職場の改善を図ります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
児童生徒健康診断受診率	小学校 99.2% 中学校 95.4% (令和2年度)	小中学校 100%
教職員ストレスチェック ★高ストレス者率	12.6% (令和2年度)	7%

用語解説

★メンタルヘルス＝心や精神面での健康状態のことを指す。世界保健機関（WHO）では「自身の可能性を認識し、日常のストレスに対処でき、生産的かつ有益な仕事ができ、さらに自分が所属するコミュニティに貢献できる健康な状態」と定義している。

★高ストレス者＝ストレスの自覚症状が高い人や、自覚症状が一定程度あり、ストレスの原因や周囲のサポートの状況が著しく悪い人。

政策4 子どもの健全な成長のための
学校給食の充実

施策1 学校給食施設の運営と食物アレルギー対応・

衛生管理

施策2 学校給食における食育・地産地消の推進



学校給食センターの

管理運営

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校給食課 継続	<p>学校給食センターの長寿命化</p> <p>学校給食センターの施設・設備の定期的な保守点検及び修繕を行います。施設・設備の長寿命化を図ります。</p>	<p>平成26年度から稼働の学校給食センターは、経年劣化などによる施設・設備の不具合が目立ってきました。不具合は、施設・設備の耐用年数を縮めるだけでなく、給食提供に影響することになりますので、今後は施設の長寿命化が課題となっています。</p>
学校給食課 新規	<p>学校給食センターへの円滑な統合</p> <p>自校給食室を学校給食センターへ円滑に統合するため、必要な食器類・コンテナ・配送車両の確保や配送ルートの見直しを進めます。</p>	<p>自校給食室統合計画に基づき、自校給食室の統合を予定しています。円滑な統合に向け、学校給食センターとして食器類・コンテナ・配送車両の確保や配送ルートの見直しを行う必要があります。</p>
学校給食課 新規	<p>市主体での学校給食費の徴収・管理</p> <p>学校給食費については学校を介さず、市主体での徴収・管理方法へと変更するよう取り組みを進めます。加えて、システムの導入やWebでの各申請・口座振替などデジタル化を進め、保護者の利便性向上を図ります。</p>	<p>学校給食費については、主に学校で徴収・管理を行う体制となっていますが、教職員の働き方改革の一環として、徴収・管理主体を地方公共団体へと移管していくよう国から通達がありました。市主体での徴収・管理への変更や、具体的な運用方法が課題となっています。</p>

施設・設備の定期的な保守点検を行い、施設の長寿命化を図っていきます。また、★自校給食室の統合を見据えた食器類・コンテナ・配送車両の確保、配送ルートなど検証を行います。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
市主体での学校給食費の徴収・管理方法への変更進捗	0% (令和2年度)	100%

用語解説 ★自校給食室=古河地区の小学校の給食室(古河第一小から古河第七小)を指す。学校内の給食室で調理し、給食を提供する(自校給食方式)施設。

政策4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

施策1 学校給食施設の運営と食物アレルギー対応・

衛生管理

取組2 自校給食室の管理運営



4-1-2

自校給食室の

管理運営

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校給食課 新規	<p>自校給食室の統合</p> <p>「自校給食室統合計画」に基づき、自校給食方式からセンター方式への段階的な統合を進めます。</p>	<p>市内の★給食提供方式については、センター方式（学校給食センター）と自校給食方式（自校給食室）の2方式となっています。異なる方式による違いをどう解消していくかが課題となっています。</p>
学校給食課 継続	<p>自校給食室の適切な維持管理</p> <p>センター方式への統合までに期間を要する自校給食室については、施設・設備の維持管理に努めながら安定的な運営を図ります。</p>	<p>自校給食室は、運営手法については調理業務を民間委託に変更したほか、「自校給食室統合計画」に基づいた段階的な統合を予定しています。今後は、センター方式へ統合するまでの、自校給食室の施設・設備の適切な維持管理が課題となっています。</p>

古河地区小学校の自校給食室を学校給食センターへと段階的に統合することについて、関係機関と連携し、協議を進めていきます。統合までは、施設・設備の適切な維持管理に努め、自校給食事業の円滑な運営を行います。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
自校給食室の統合学校数 (全7校)	0校 (令和2年度)	2校

用語解説

★給食提供方式=本市では複数校の給食をセンターで調理するセンター方式と、1学校分を校内給食室で調理する自校給食方式の2方式がある。



食物アレルギーへの

対応

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校給食課 継続	<p>食物アレルギー対応マニュアルの学校周知</p> <p>マニュアルの配付・周知を継続するほか、学校で「食物アレルギー対応マニュアル説明会」等を実施し、適切な対応が図れるよう推進します。</p>	<p>学校での食物アレルギー事故を未然に防ぐために、「食物アレルギー対応マニュアル」の配付・周知を行っています。今後も食物アレルギーへの対応を着実に進めるため、継続して学校へ周知していくことが必要です。</p>
学校給食課 継続	<p>食物アレルギー対応除去食の食数増加時への対応</p> <p>食物アレルギー対応除去食の食数が増えた場合、提供方法などを見直しを行い、適切に対応できるよう努めます。その他の品目の対応については先進事例を参考に検討していきます。</p>	<p>食物アレルギー対応除去食の提供食数について、 ★学校給食センター受配校では、8名(令和3年4月1日現在)の児童生徒に提供を行っています。 今後、食数が増えた場合でも対応できるように、調理過程から配送までを踏まえた提供方法を再検討する必要があります。除去品目は、卵・乳のセツトを対応していますが、その他の品目への対応が課題となっています。</p>

保護者及び学校と連携を密にしながら、それぞれの状況に応じた対応を継続していきます。食物アレルギーを持つ児童生徒の状況把握に努めるとともに、増加する★食物アレルギー対応除去食の要請に対応するため、提供方法について検討していきます。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
学校への食物アレルギー対応 マニュアル説明会実施回数	1回/年 (令和元年度)	2回/年

用語解説

★食物アレルギー対応除去食＝アレルギーの原因となる食品を除いて作る給食。本市では卵と乳を除去した給食を提供している。

★学校給食センター受配校＝学校給食センターから配送を行っている学校。

政策4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

施策1 学校給食施設の運営と食物アレルギー対応・

衛生管理

取組4 給食施設の衛生管理の徹底



4-1-4

給食施設の衛生管理の

徹底

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校給食課 継続	<p>調理従事者への衛生管理研修等の実施</p> <p>衛生管理に関する情報を調理従事者へ配付・周知するとともに、研修会場の提供など調整を行います。</p> <p>学校給食衛生管理基準に基づく月2回の保菌検査（一般細菌）のほか、10月～3月にノロウイルス保菌検査を実施し、食中毒及び感染症の発生を予防します。</p>	<p>食中毒防止や感染症の発生を未然に防ぐため、★大量施設衛生管理マニュアル・★学校給食衛生管理基準を遵守し、調理従事者への研修や健康チェック、定期的な★保菌検査（一般細菌）を実施しています。今後も安全な給食提供を継続して行う必要があります。</p>

用語解説

★大量施設衛生管理マニュアル=集団給食施設等における食中毒を予防するために、調理過程における重要管理事項等について厚生労働省が示したものの。

★学校給食衛生管理基準=文部科学省が定める学校給食施設等の衛生管理に関する基準。

★保菌検査（一般細菌）=検査項目を赤痢・サルモネラ・病原性大腸菌O-157として実施。 ※学校給食衛生管理基準において実施義務となっている。

衛生検査・害虫駆除業務の民間委託や栄養士・調理員等を対象とした研修会の参加・実施などにより、各給食施設の衛生管理を徹底します。

給食施設の衛生管理



衣服に付着した埃や髪の毛をエアシャワーで取り除きます



4-2-1

栄養指導による 食育の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校給食課 指導課 継続	栄養教諭派遣事業の充実 児童生徒が望ましい食習慣や健全で豊かな食生活を実践できるよう、栄養教諭派遣事業を活用し、朝食と学習の関係や、バランスの取れた食事の指導を行います。	食生活が豊かになる一方で、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れなどが問題になっています。また、近年食物アレルギーをもつ児童生徒数の増加に伴い、個別の適切な対応が必要となっています。
学校給食課 継続	食育につながる献立の作成 旬の食材や行事食・郷土食を取り入れた学校給食を実施し、献立表などで周知を行います。	給食が生きた教材となるよう、今後も旬の食材や行事食などを取り入れた献立作成を進めていく必要があります。
学校給食課 継続	給食内容の公開 市ホームページに毎日の給食を掲載し、情報提供を行います。	家庭での食育推進となるよう、市ホームページで給食内容を保護者等が閲覧できるようにしています。今後も掲載を継続し、情報提供を行っていく必要があります。
学校給食課 継続	給食の食べ残しの削減 献立の工夫や、児童生徒に「もったいない」気持ちを育てる指導を行い、食べ残しの削減に努めます。	学校給食については★残渣（ざんさ）調査を実施しています。調査結果を今後の献立に活かすなど、食べ残しを減らす対策を進めていく必要があります。

給食メニューの再検討や栄養教諭等による食に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣が身につくよう意識啓発を行います。

用語解説
★残渣（ざんさ）＝児童生徒等の給食の食べ残し。

政策4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

施策2 学校給食における食育・地産地消の推進

取組1 栄養指導による食育の推進

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
残渣率 ・ 自校給食方式 ・ センター方式	12.9%	8%
	13.4% (令和3年度6月)	11%

給食の一例



給食調理の様子



政策4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

施策2 学校給食における食育・地産地消の推進

取組2 食育拠点の充実



4-2-2

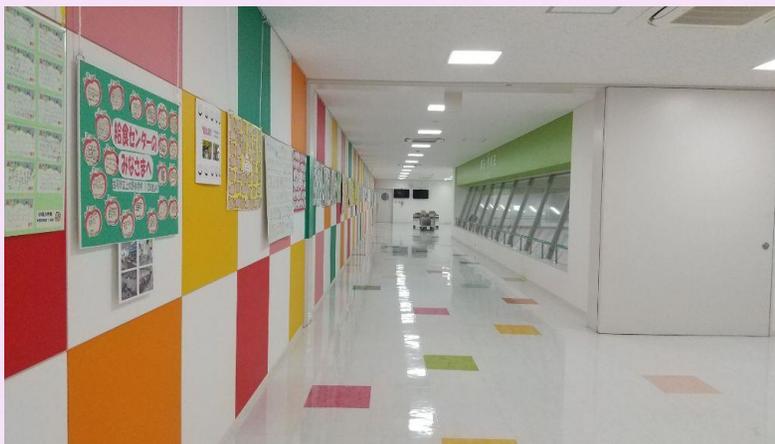
食育拠点の充実

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校給食課 継続	<p>学校給食センターでの児童生徒及び市民向け見学・試食会の実施</p> <p>コロナ禍における学校と連携した児童生徒向けや市民向けの新たな実施方法について検討し、学校給食センター見学・試食会を行えるようにします。</p>	<p>学校給食センターを食育の拠点とし、児童生徒が食育を学ぶ場として、また、保護者や市民への食に関する知識や望ましい食習慣の醸成の場として、施設見学ができるよう環境を整えています。今後も児童生徒の食育の一環として、また、市民が食育を学ぶ場として、見学や試食会を実施する必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
学校給食センターの見学者数	450名 (令和元年度)	500名

学校給食センター見学通路



学校給食センターを食育の拠点とし、児童・生徒・保護者への見学のほか、市民を対象とした試食会を開催し、食育を学ぶ場を提供することで、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成を図ります。

政策4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

施策2 学校給食における食育・地産地消の推進

取組3 地産地消の推進



4-2-3

地産地消の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
学校給食課 継続	<p>地域の食材の使用や地産地消の推進</p> <p>今後も古河市産のコシヒカリを100%使用していきます。また、JAなどの生産者団体と連携し、地場産物の活用に努め、地域食材に対する関心を深めます。</p>	<p>学校給食の米飯は、古河市産のコシヒカリを100%使用しています。地産地消の推進のため、古河市産の米を使用するとともに、多くの地場産物を使用し、地産地消について児童生徒、保護者への関心を深めていくことが必要です。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
地場産物の食材活用状況 (県調査「地場産物の活用状況調査」より)	57.5% (令和2年度)	61.0%

J A 提供地場産物の納品



J A 等生産者団体との連携を深め、地元の野菜や加工食品の食材活用を図り、地産地消を進め、児童生徒の地元農業・食品加工業への理解促進に努めます。

政策5 未来を担う青少年の健全育成

施策1 家庭・地域の教育力の育成

施策2 地域や社会への青少年の参加の促進

施策3 青少年の健全育成のための活動の促進



家庭教育の推進

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割の重要性を啓発するために必要な情報の提供に努め、家庭教育の充実を図ります。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>★親学習プログラム「親楽ブック」を活用した学習会を実施し、保護者の子育てについての振り返りや、保護者同士の交流を構築するきっかけづくりを行います。</p> <p>子育てに係るつながりづくり</p>	<p>都市化、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいる中で、子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人が身近にいない家庭が増えています。そのため、一人で子育ての悩みを抱え込んでしまうなど、周囲の支えが必要な保護者への対策が急務です。</p>
生涯学習課 継続	<p>就学前児童の保護者を対象にした家庭教育についての学習会や、市内小中学校で実施される★家庭教育学級を支援していきます。また、家庭教育講演会を開催します。</p> <p>家庭教育に関する学習機会の提供</p>	<p>人格形成の基礎となる幼少期での家庭教育が重要なことから、就学前児童の保護者に対する学習会や、保護者が集まる機会、家庭教育に関する学習会を行うっていく必要があります。</p>
生涯学習課 拡充	<p>SNS等を活用し、家庭教育の重要性を啓発するとともに、動画配信など学習を必要とする人に届けやすい情報を発信していきます。</p> <p>家庭教育に関する啓発・情報発信</p>	<p>家庭では、基本的な生活習慣が身につけていない、社会性など★非認知能力が育っていない子どもの増加などが問題となっており、家庭教育力の向上が求められています。また、さまざまな事情で学習会に参加できない保護者への対応も必要です。</p>
生涯学習課 継続	<p>中高生等が乳幼児と触れ合う体験を通して家庭教育や子育てについて学んだり、家族ぐるみで家庭教育について学習したりする機会を設けます。</p> <p>父親や青少年の家庭教育についての学習機会の提供</p>	<p>父親に対して家庭教育についての学習機会を設けることや、青少年に対しても育児体験や家庭教育を学ぶ機会をつくり、親になる前からの教育を推進することも必要です。</p>

政策5 未来を担う青少年の健全育成

施策1 家庭・地域の教育力の育成

取組1 家庭教育の推進

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
市主催の家庭教育関連学習会等への参加者数 (延べ人数)	7,827人 (令和2年度)	8,600人
親楽ブック学習会の実施回数	0回 (令和2年度)	10回

用語解説

★親学習プログラム「親楽ブック」⇨親同士が交流を図りながら、自分自身の子育てを振り返ったり、子育てに必要なスキルを主体的に学んだりすることが出来る参加型学習による学習教材として、本市が独自に作成したものです。

★家庭教育学級⇨家庭教育に必要な課題等について学び、仲間をつくることにより、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的とした保護者に対する学習の場。

★非認知能力⇨人間の能力は、大きく「認知能力」と「非認知能力」の2種類に分けられる。「認知能力」とは、IQ（知能指数）に代表されるような、点数などで数値化できる知的能力のこと。「非認知能力」とは、認知能力以外の能力を広く示す言葉で、テストなどで数値化することが難しい内面的なスキルを指す。具体的には「目標を決めて取り組む」「意欲を見せる」「新しい発想をする」「周りの人と円滑なコミュニケーションをとる」といったもので、子どもが人生を豊かにする上でとても大切な能力。

親楽ブック





地域教育力による

コミュニケーション能力の向上

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>子どもたちのコミュニケーション能力の向上</p> <p>地域の子どもたちを集め、さまざまな遊びや体験を中心とした活動を通して豊かな人間性や協調性を育むことで、子どもたちのコミュニケーション能力の向上に努めます。</p>	<p>少子化が進み子ども数が減少していることに加え、地域において幼児期から集団で遊ぶ機会や年齢の異なる子ども同士との交流も少なくなり、実体験を伴うコミュニケーション不足が指摘されています。</p>
生涯学習課 継続	<p>子ども会などの青少年団体の育成・支援</p> <p>子ども会については活動内容やその魅力などを盛り込んだ情報紙を刊行し、引き続きPRするとともに、組織が存続できるとともに必要に応じて支援や助言等を行います。</p>	<p>子どもたちは子ども会活動等を通して、地域の大人たちに見守られながら集団生活や社会規範等を学んできましたが、子ども数の減少に加え、子ども会活動に対する保護者の考え方の変化や家族単位志向などにより加入率が年々低下し、子ども会を組織できない地域も出てきていることが課題となっています。</p>

子ども会活動等を支援し、関係団体への啓発を行うとともに、地域教育力の活性化や子どもたちのコミュニケーション能力の向上に努めます。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
子ども会児童加入率	51.7% (令和2年度)	55.0%



5-2-1

多様な体験や 創作活動の提供

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	自然体験活動やボランティア活動などを通して、創作活動や集団活動の機会の充実を図り、「生きる力」を養います。	青少年を取り巻く環境が変化し、命の大切さ・尊さが実感できる自然体験や、社会体験を通じて世代の異なる人々と交流する機会が減少しています。多様な体験の積み重ねにより「生きる力」を養うことが求められています。
生涯学習課 継続	子どもたちの奉仕活動及び自然体験活動の充実を目的とした環境学習を通して、心の豊かさを育むイベントを実施していきます。	地域の子どもたちが水辺に親しむを持ち、環境保全の大切さを学ぶ機会が求められています。本市では、「★わたらせ水辺の楽校」で、さまざまな自然体験学習を行っています。心の豊かさを育む取り組みは引き続き必要となっています。
生涯学習課 継続	姉妹都市交流を通じて、異なる生活文化に触れ、創作活動や体験活動の機会を確保し、豊かな人間性や社会性を培い、ふるさと意識の高揚と郷土愛の育成に努めます。	歴史のつながりが深い山形県真室川町との地域を越えた子どもたちの交流活動を通し、異なる生活文化に触れ合うことで、ふるさと意識の高揚と郷土愛の育成につながる取り組みが必要とされています。

地域を越えた交流や異世代との交流活動を促進し、自然体験・社会体験など多様な体験や、創作活動の場や機会の充実を図ります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
わたらせ水辺の楽校イベント参加者数	231人 (令和元年度)	250人

用語解説 ★わたらせ水辺の楽校=国道 354 号三国橋下河川敷を活動の場として、小学生を対象とした自然観察イベントにより身近な自然への関心や水辺環境を守るといった心の豊かさを育む。また、広く市民の憩いと癒しの場としても活用されている。

郷土愛の醸成

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>今後も成人式典の開催を通して、新成人の郷土愛を育み、郷土の将来の担い手としての意識の高揚を図ります。</p> <p>実行委員会による成人式運営</p>	<p>成人式典では、郷土や次世代の担い手としての意識の高揚と、成人としての自覚を認識する機会となるように、新成人による実行委員会を組織し、委員の創意工夫により自主的に運営を行うことが必要です。</p>
生涯学習課 継続	<p>青少年が郷土に関心を持てるようなイベントや講座の実施を通して郷土愛の醸成を図るとともに、地域開催のイベント等への積極的な参加を促します。</p> <p>郷土愛の醸成</p>	<p>多くの青少年が、ふるさと古河市への郷土愛を育み、まちづくりに参画できるような環境を整え、定住意識につながるような取り組みを行っていく必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
成人式典参加率	70.6% (令和2年度)	75%

新成人の門出を祝福し、仲間との絆を深め、生まれ育った土地、育ったまちへの郷土愛や地域の一体感の醸成のために、充実した成人式を開催します。

成人式典の様子



- 政策5 未来を担う青少年の健全育成
- 施策2 地域や社会への青少年の参加の促進
- 取組3 科学の楽しさを体験できる場の提供



5-2-3

科学の楽しさを体験できる場の提供

学校・地域団体・企業と行政が連携し、青少年をはじめ広く市民が科学の楽しさを体験できる「青少年のための科学の祭典古河大会」を開催します。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>科学の楽しさを体験できる機会の提供</p> <p>今後も「青少年のための科学の祭典古河大会」の開催により、大人と子どもが一緒になって科学の楽しさを体験することで、さまざまな科学の実体験を通して科学的思考を養うとともに、次世代を担う人材育成を図ります。</p>	<p>子どもたちが自然や科学に触れたり接したりする機会が減少し、興味や関心が希薄化しつつある現状を受け、学校・地域団体・企業と行政が連携し、青少年をはじめ広く市民が科学の楽しさを体験できる機会が求められています。</p>
生涯学習課 継続	<p>科学の祭典に係る団体連携</p> <p>「青少年のための科学の祭典古河大会」の出版内容を充実させるため、学校・地域団体・企業と行政の連携を図るとともに、市内企業を含む各種団体に協力を呼びかけます。</p>	<p>「青少年のための科学の祭典古河大会」は、青少年が科学の楽しさを体験することで理解と関心を深め、将来を担う人材を育むきっかけとなっています。今後も関係団体と連携を図り、充実した内容にしていくことが求められています。</p>
生涯学習課 拡充	<p>科学に関するニーズの把握</p> <p>「青少年のための科学の祭典古河大会」参加団体の出版内容がより充実したものであるよう、実行委員会が主体となって科学知識に関する情報収集やニーズの把握に努めます。</p>	<p>「青少年のための科学の祭典古河大会」は継続的に展開されており、市民にも広く浸透し親しまれています。また出版内容も多彩で来場者を飽きさせない工夫がされています。今後、青少年等に対してさらなる興味を持たせるため、時代に応じた魅力あるテーマの提供が課題です。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
青少年のための科学の祭典古河大会実験教室満足度	91.50% (令和2年度)	100%



5-2-4

青少年育成団体の育成支援

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>青少年育成団体の活動支援</p> <p>青少年健全育成活動をさらに活発化させていくため、関係機関と連携しながら、今後も「青少年のための古河市民会議」などの団体への活動支援に取り組みます。</p>	<p>子どもや若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるように「青少年のための古河市民会議」を設置し、地域の子どもたちが世代を超えた人々と触れ合える場として「こどもまつり」を開催しています。今後も青少年健全育成活動をさらに活発化させていくことが求められています。</p>
生涯学習課 継続	<p>青少年育成団体の自主性確立</p> <p>子ども会をはじめとする青少年育成団体の活動が自主的で円滑に行われるよう、適切な指導や助言を行います。</p>	<p>子ども会では、レクリエーション要素の高い活動を通して自主性や協調性を育む機会が提供されています。今後子ども会をはじめ、青少年育成団体が自主的に活動できる力を養っていくことが課題となっています。</p>

★青少年のための古河市民会議などの青少年育成団体の活動を支援するとともに、必要に応じて自立を促します。

用語解説

★青少年のための古河市民会議 II
 青少年の健全育成を図ることを目的に、市民総参加の運動を展開するとともに、市内で青少年の健全育成に関わる活動をしている団体や機関等の連絡調整の役割を担う。

子ども会活動の様子





5-3-1

非行等の

未然防止の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>★青少年センターを中心に、青少年相談員による街頭パトロールを実施します。関係機関・団体と連携を図り、市・学校・家庭・地域が一体となって地域の見守り活動を行います。</p> <p>街頭パトロールの実施</p>	<p>社会情勢や家庭環境の変化に伴い、青少年の犯罪や子どもが被害に巻き込まれるケースなどに対する不安が高まっています。市・学校・家庭・地域が一体となった青少年の見守りが必要です。</p>
生涯学習課 継続	<p>子どもを有害な情報から守るため、スマートフォンなどの機器のフィルタリングや★ペアレンタルコントロールを行うなどの保護者対応について、青少年相談員を中心に情報提供や啓発活動を展開します。</p> <p>有害情報から子どもを守る意識の啓発</p>	<p>近年は、インターネットやオンラインゲームを媒介に、青少年が有害情報にアクセスしたり、悪意ある利用者から被害を受けたりするケースが増えています。これらから子どもを守り、安全に利用するための対策が急務となっています。</p>
生涯学習課 継続	<p>青少年相談員による相談活動の普及や啓発を図り、青少年の非行防止活動を促進します。</p> <p>青少年相談員活動の普及促進</p>	<p>各種イベント機会を利用した青少年相談活動の普及や啓発により広く市民に協力を求め、市・学校・家庭・地域と一体となって青少年の健全育成と非行防止に取り組む必要があります。</p>

★青少年相談員を中心に、定期街頭パトロールや地域の祭りなどでの特別街頭パトロールを実施し、青少年の健全育成と非行防止に取り組めます。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
定期・特別街頭パトロール実施回数	121回 (令和元年度)	125回

用語解説

★青少年相談員＝青少年センター構成員のうち、市から委嘱を受け、相談活動など青少年の健全育成に関する業務を行う者で、主に街頭パトロール等に従事する者。

★青少年センター＝市の設置規則に基づき、市と地域社会が連携し、青少年の健全育成及び非行化を防止するために必要な業務を行う組織。

★ペアレンタルコントロール＝「親としての制限」の意で、子どもが利用するスマートフォンなどの機器を保護者が管理する機能。機器の利用時間や利用アプリ、Webの閲覧履歴などをモニタリングするほか、不適切なものや有害なコンテンツのブロックにより、犯罪被害などから子どもを守る。



健全な

環境づくりの推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	「青少年の健全育成に協力する店」や「子どもを守る110番の家」の登録推進を引き続き行い、子どもたちの健全な環境づくりに努めます。 子どもを取り巻く健全な環境の維持	「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、「青少年の健全育成に協力する店」への登録を呼びかけ、既登録店舗には情報交換等を行っています。また、学校やPTAの協力により「子どもを守る110番の家」の登録など健全な環境づくりに努める必要があります。
生涯学習課 継続	青少年がインターネットを安全に安心して利用できるよう、保護者等にインターネットの有用性とそこに潜む危険性について啓発する取り組みを進めます。 安全なインターネット利用の啓発	インターネットの急速な普及により、青少年にとって有害な情報が安易に入手できてしまう状況や、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も問題となつていきます。子どもに任せきりにせず、保護者や周囲の大人が安全な利用方法を学び、伝えることが重要です。
生涯学習課 継続	各種イベント会場等において、青少年に対する健全な社会環境づくりに向けた普及啓発活動を推進します。 健全な社会環境づくりに向けた啓発	青少年と直接触れ合える機会などを利用し、犯罪被害防止やインターネットの安全利用に関する啓発活動が必要になっていきます。

「★青少年の健全育成に協力する店」や「★子どもを守る110番の家」の登録を推進するとともに、★メディアリテラシー教育の推進、各種イベント会場での普及啓発活動を実施し、健全な環境づくりと青少年の安全確保を図ります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
「青少年の健全育成に協力する店」登録率（A区分店舗）	98.5% （令和2年度）	100%
「子どもを守る110番の家」登録数	2,907件 （令和2年度）	3,000件

政策5 未来を担う青少年の健全育成

施策3 青少年の健全育成のための活動の促進

取組2 健全な環境づくりの推進

用語解説

★青少年の健全育成に協力する店（A区分）＝健全育成協力対象店舗のうち、特に青少年に関わりの深い業種として県が指定するコンビニ、書店、カラオケ、映画館、質店・古物商、家電店、携帯電話販売店、複合カフェ、ゲームセンター、深夜営業飲食店をいう。B区分は金物店や薬局・旅館など。

★こどもを守る110番の家＝通学路に面した一般家庭や商店を緊急避難場所として設置し、不審者との遭遇、体調の急変等の際の子どもの保護や避難等の安全確保を目的としている。登録場所では、駆け込み児童等の保護と関係先への早期通報などを行う。カンガルー親子のステッカーが目印。

★メディアリテラシー＝メディアの特性に対応できる複合的な能力。特に、メールやインターネットウェブサイトを情報の信ぴょう性や善悪を判断する力、情報をもたらすトラブルを回避する力など。

各種チラシ・ステッカー





5-3-3

子ども・若者の 育成支援

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>青少年の居場所づくり</p> <p>「青少年のための古河市民会議」の主催により、ボランティア団体の協力を得て「こどもまつり」を開催するほか、「青少年軽音楽フェスティバル」等のイベントを引き続き支援し、子ども・若者の居場所づくりに努めます。</p>	<p>「青少年のための古河市民会議」の主催により、ボランティア団体の協力を得て各種イベント等の開催や支援をする「子ども・若者の居場所づくり」が必要です。</p>
生涯学習課 継続	<p>青少年の健全育成に関わる団体の連携</p> <p>それぞれの団体が連携できるよう、情報交換の場を設け、自立した社会生活を送ることのできる子どもたちの育成に努めます。</p>	<p>青少年の健全育成のため、情報交換の場や関係団体が抱える課題などの解決に向け、各団体間の連携が必要です。</p>
生涯学習課 継続	<p>青少年活動指導者の育成確保</p> <p>青少年活動に係る子どもたちへの指導向上につながる各種研修等への参加を促し、ジュニアリーダーズサークル（ダンデライオン）などの指導者の育成・支援に努めます。</p>	<p>持続的な青少年活動と地域教育力の活性化を展開していくために、子どもたちを適切に指導できる人材を継続的に育成していく必要があります。</p>

青少年のための古河市民会議をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体などと連携しながら、子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。健全な環境づくりと青少年の安全確保を図ります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
ジュニアリーダーズサークル 「ダンデライオン」会員数	27人 (令和2年度)	30人

政策6 市民が親しめる生涯スポーツの推進

施策1 スポーツ施設の充実と有効活用

施策2 生涯スポーツの振興

施策3 競技力向上とトップアスリートの育成



スポーツ施設の充実

スポーツ施設の環境整備を計画的に行い、あらゆる世代に対してスポーツの場を提供するよう努めます。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
スポーツ振興課 継続	<p>スポーツ施設への指定管理者制度の導入促進</p> <p>質の高いサービス提供が期待できる指定管理者制度について、一部未導入のスポーツ施設に関しても導入できるように、推進していきます。</p>	<p>施設の管理運営において、民間事業者の活カやノウハウを活用することで、利用者のニーズに対応したきめ細かな、質の高いサービス提供が期待できる指定管理者制度については、現在8か所のスポーツ施設で導入しています。しかし、総和地区・古河地区の一部スポーツ施設では指定管理者制度の導入に至っていないため、早期の制度導入が課題となっています。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>スポーツ施設の老朽化に伴う修繕計画の推進</p> <p>市内には同一機能、または類似する施設があるため、施設の利用状況も踏まえたうえで優先順位を決め、計画的な施設修繕を図ります。</p>	<p>市内には体育館・プール・野球場・テニスコート等のスポーツ施設が数多くあり、スポーツ交流センター・ゴルフ場・マレットゴルフ場など、特色がある施設もあります。各施設では老朽化に伴う施設の維持管理が課題で、大規模修繕など計画的な施設整備が必要となります。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>スポーツ施設整備の推進</p> <p>スポーツ競技人口にあわせて競技面積を確保しながら、あらゆる世代に対してスポーツ環境の場を提供できるように、推進していきます。</p>	<p>市民のニーズを捉えた、既存のスポーツ施設の整備・充実に図ることや、あらゆる世代に対してスポーツ環境の場を提供できるようにすることが求められています。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>スポーツ施設利用料金の適正化</p> <p>施設が整備・改修された場合には、利用料金などの見直しに努め、適正な施設運営を図ります。</p>	<p>市内で同類の施設であっても、利用料金に違いがあるスポーツ施設が存在していることが課題となっています。整備や改修された場合などには、利用料金などの見直しや、適正な施設運営を行うことが求められています。</p>

政策6 市民が親しめる生涯スポーツの推進

施策1 スポーツ施設の充実と有効活用

取組1 スポーツ施設の充実

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
指定管理者制度導入施設数の割合	30% (令和2年度)	70%

☆参考
資料編 3ページ
「スポーツ施設一覧」

各種スポーツ施設



古河市三和健康ふれあいスポーツセンター



古河中央運動公園 陸上競技場

政策6 市民が親しめる生涯スポーツの推進

施策1 スポーツ施設の充実と有効活用

取組2 施設の有効利用の推進



6-1-2

施設の有効利用の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
スポーツ振興課 継続	<p>情報媒体の活用</p> <p>行事やスポーツ施設からのお知らせを、市広報紙やホームページ（市・スポーツ協会）・SNS等を活用し、幅広い世代に対してリアルタイムに提供していきます。</p>	<p>スポーツに関する情報提供（施設・行事・講座等）については、主に市広報紙・ホームページ等で行っていますが、さらにSNS等を活用し、幅広い世代に対して情報提供を行っていく必要があります。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>学校体育施設の有効利用の推進</p> <p>市民が身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、引き続き学校教育に支障のない範囲で学校体育施設を開放し、地域の生涯スポーツに役立てます。また、備品の交換については、計画的に交換をしていきます。</p>	<p>地域のスポーツ活動の場として、小中学校の体育館などを開放していますが、市民のニーズに応えるため、こうした施設の有効活用を継続していく必要があります。また、利用は登録制となっておりますが、多くの利用があり、備品等の劣化が著しく、備品の交換が必要となっております。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>受付・貸出業務などの統一化</p> <p>スポーツ施設の利用受付や貸出方法が地区により異なる点について、統一の手法を検討し、利用者が混乱しないよう見直します。</p>	<p>スポーツ施設を利用する際、利用受付や貸出方法が地区により異なる点があります。施設利用者の利便性を高めるためにも、統一するなど見直しが必要となっております。</p>

市民のスポーツに対するニーズに応えるため、既存施設を有効活用するとともに、学校体育施設の開放を継続し、スポーツの推進を図ります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
年間スポーツ施設利用者数 (延べ人数)	905,437人 (令和元年度)	1,000,000人
年間学校開放施設利用者数 (延べ人数)	330,118人 (令和元年度)	350,000人



6-2-1

組織の充実

スポーツ協会・スポーツ少年団及びスポーツ推進委員会との連携を強化するとともに、各種スポーツ団体を支援し、組織の強化と人材の育成を図り、「いつでも・だれでも・どこでも」スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。また、スポーツ少年団と連携を図りながら、幼児期の★アクティブ・チャイルド・プログラムを導入し、スポーツへの関心を高め団体への加入促進を推進します。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
スポーツ振興課 継続	<p>市スポーツ協会への加入促進及び支援</p> <p>スポーツ協会への補助金交付を行い、各種スポーツ団体の活動を支援します。また、★トップアスリート事業を活用し、プロスポーツを誘致することで、スポーツへの関心を高め、各団体への加入促進と若返りを図ります。</p>	<p>市スポーツ協会は、健康増進とスポーツ振興に関する活動を行い、地域社会の発展と健康で豊かな市民生活の向上に寄与するため活動しております。本市のスポーツ振興には必要な組織となっており、加盟団体加入者の高齢化が進んでいることが課題となっています。</p>
スポーツ振興課 拡充	<p>市スポーツ少年団への加入促進及び支援</p> <p>スポーツ少年団への補助金交付を行い、各種スポーツ団体の活動を支援します。また、アクティブ・チャイルド・プログラムを活用し、幼児期など早期から各団体への加入が促進されるよう、環境整備を進めます。</p>	<p>市スポーツ少年団は、活動を通じて遊びや楽しさを体験し、仲間との連帯や友情、協調性や創造性などを育み、成長してくれることを期待して活動しており、本市のスポーツ振興には必要な団体となっていますが、少子化に伴い、加入者数・単位団数が減少していることが課題となっています。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>各競技団体大会への移行・支援</p> <p>大会の運営方法や参加費等の見直しを行い、市が主催する大会を各競技団体の大会へと移行し、自主運営ができるよう支援していきます。</p>	<p>各競技団体が大会の自主運営ができるよう、既存の大会についての運営方法や参加費等の見直しを行い、市主催大会から各競技団体主催の大会へと移行していく必要があります。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
古河市スポーツ協会主催事業数	33回 (令和2年度)	36回
古河市スポーツ協会の加盟会員数	6,521人 (令和2年度)	7,000人
古河市スポーツ少年団の団員数	1,220人 (令和2年度)	1,300人

古河市スポーツ協会マーク



古河市スポーツ協会
Koga Sports Association

用語解説

★アクティブ・チャイルド・プログラム
子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラムで、日本スポーツ協会が開発。

★トップアスリート事業
II トップレベル(プロ)の選手等による教室や講演会・競技会等を開催し、子どもたちに夢や希望を与え、スポーツに取り組む意欲や競技力の向上をめざし、今後、市民の中から国際舞台や全国大会等で活躍できる才能ある選手の発掘・育成に向けた事業。

スポーツ少年団の活動の様子





行事の充実

市民のニーズが多様化する中で、★アーバンスポーツなど市民のニーズに応じてそれらに触れる機会を増やしながら、参加者拡大のための啓発に努めるとともに、市民のニーズに即した大会や種目の見直し(調査)を進めます。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
スポーツ振興課 継続	各種スポーツ教室・講座の充実 スポーツや健康に対する理解と意識の高揚を目指し、市民のニーズに応じた各種スポーツ教室や講座の充実を図ります。	スポーツに関する市民ニーズが多様化する中、それらのニーズを的確に捉え、アーバンスポーツなど多種多様な種目(ジャンル)を取り入れたスポーツ教室や講座の開催を検討していくことが求められています。
スポーツ振興課 継続	スポーツ講座等の自主開催の推進 スポーツ講座等を各競技団体が自ら企画し、自主開催できるように支援しながら、開催主体を移行していきます。	市民が地域で気軽にスポーツ活動ができるよう、各競技団体がスポーツ講座や行事などを企画しやすい環境づくりを進めることが大切です。そのため、各競技団体の自主性を高めるような支援が必要となっています。
スポーツ振興課 継続	独自イベントの定着化 「古河まくらがの里・花桃ウオーク」や「古河はなももマラソン」については、大会の特色を活かしつつ、さらに工夫しながら大会の定着化を図ります。	「古河まくらがの里・花桃ウオーク」や「古河はなももマラソン」は、本市の特徴を活かしたイベントとして関係団体と連携して実施しており、スポーツの振興と古河の文化・歴史・観光・自然と触れ合う機会になっています。しかし、イベントの定着化を目指す中で、開催方法など、新たな取り組み(対策)が必要となっています。
スポーツ振興課 継続	市民ニーズに即した行事の見直し 市民運動会や行政自治会のスポーツ大会など、市民を対象とした各種スポーツ大会については、行事のあり方や内容等を検討し、市民ニーズに即した行事となるよう見直しを進めます。	コミュニティ・スポーツの充実を図るため、市民運動会や行政自治会ソフトボール大会、バレーボール大会など、市民を対象とした各種スポーツ大会を開催しています。しかし、参加者数は減少傾向にあることから、市民から幅広く意見を聞くなどして、行事の見直しを進めていく必要があります。

政策6 市民が親しめる生涯スポーツの推進

施策2 生涯スポーツの振興

取組2 行事の充実

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
週1回以上スポーツをする市民の割合	53.5% (令和元年度)	65%

古河はなももマラソン



用語解説

★アーバンスポーツ・スケートボード・スノーックライミング・ブレイクダンスなど、広いスポーツ施設がなくても、街中の小スペースでも行える都市型スポーツ。

古河はなももマラソン
公式キャラクター
「ももラン」





6-3-1

競技力の向上

競技力向上のために、市内外の競技団体やプロスポーツ団体との交流を通じて、プロスポーツを観る機会や関係スタッフとの連携を図っていきます。また、専門的な知識や技能を有するスポーツ指導者の養成や、競技力向上に向けた団体間の交流試合等を支援していきます。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
スポーツ振興課 継続	<p>競技団体などへの活動支援</p> <p>各競技団体やプロスポーツ団体が活発に交流し連携が図れるよう、各競技団体が行う講座の開催や強化合宿・交流試合などの機会に対する支援を行い、競技力の向上に努めます。</p>	<p>競技力の向上には、各競技団体やプロスポーツ団体が活発に交流していくことが重要です。交流を契機に、プロスポーツを観る機会や関係スタッフとの連携を図っていく必要があります。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>スポーツ指導者の養成</p> <p>多様化・高度化する市民のスポーツニーズに対応するために、専門的な知識や技能を有する指導者の養成を行います。あわせて、実施に向けた大学や企業等との連携や、養成制度に関する情報提供の充実に努めます。</p>	<p>スポーツニーズの多様化・高度化に伴い、一人一人に適切に対応できるような、専門的知識や技能を有するスポーツ指導者の確保・養成が必要となっています。</p>
スポーツ振興課 継続	<p>全国大会等への出場者に対する支援</p> <p>自らの競技力を意識し、さらに力を養うために全国大会や記録会などへの参加を促し、入賞者などの表彰を行い、選手等の士気を高めます。</p>	<p>競技力向上のためには、全国大会等出場者に対して支給している補助金制度を継続しながら、全国大会・記録会などへの参加を促す必要があります。</p>



トップアスリートの

育成

担当課	課題解決への取組	現状と課題
スポーツ振興課 継続	各種講演会や教室の開催 トップアスリートによるスポーツ教室や講演会などを開催し、スポーツ競技への関心を高め、競技力の向上を目指します。	スポーツに関する知識や技術力の向上をより一層図るためには、トップアスリートを招聘し、スポーツ教室や講演会等を開催する必要があります。
スポーツ振興課 継続	トップアスリートの育成及び支援 国内外のトップアスリートを招聘し、学校やスポーツ団体との交流を促進するなどして、国際舞台等で活躍できる選手を発掘し、育てていきます。	スポーツ少年団や学校の部活動等を通じて、優れた資質を有するジュニア世代の選手を早期に発掘し、育成していく必要があります。
スポーツ振興課 継続	トップアスリートの情報把握と活用 各種講演会や教室に協力を得られるトップアスリートの情報を把握し、人材バンク等として登録し、活用を図ります。	トップアスリートを育成するには、小中学生に対する指導者の戦略的配置が重要となっています。小中学校や県などと連携し、人材の発掘、育成するためのシステム構築や情報の把握が必要となっています。

全国大会へのスポーツ大会参加補助金制度を継続し、スポーツ少年団及びスポーツクラブの活動を支援するとともに、才能あるジュニア世代の選手の発掘・育成に向けて各種団体との連携を図ります。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
トップアスリート事業 参加者数	153人 (令和元年度)	200人

政策7 豊かな市民文化の創造のための

歴史文化と芸術の振興

施策1 文化財の保存・継承及び博物館施設の充実

施策2 市民文化活動及び芸術文化活動の促進



文化財や伝統文化の

保存・継承

市内に残る貴重な文化財の保存・活用に向けて、文化財指定に努めるとともに、市民が地域の民俗芸能に関心を持ち、学び、理解するための機会を提供し、後継者の育成・継承を図ります。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>未指定・未登録文化財の指定と活用</p> <p>未指定・未登録文化財の調査を実施し、その価値や活用方法を含めて慎重に検証・審議の上、優先順位を設けて文化財として指定・登録していきます。</p>	<p>郷土の歴史・文化を学び、大切にしていこうとは、地域に対する愛着を持つことにつながり、さらに地域文化を後世に永く伝えることは、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める上で欠かせないものです。このため、本市では文化財保護審議会を組織し、保存・活用・調査等審議結果を踏まえ、文化財の保護に努める必要があります。</p>
生涯学習課 継続	<p>民俗芸能の活動支援</p> <p>市内民俗芸能団体に補助金を交付し、継続的にその活動・保存・継承を支援していきます。</p>	<p>本市では現在17の民俗芸能団体（お囃子・神楽・獅子舞（ささら）等）に補助金を交付し、その継続的な活動・保存・継承に対して資金的な支援をしています。ですが、その後継者の育成が課題となっています。</p>
生涯学習課 新規	<p>民俗芸能の記録保存等による継承支援</p> <p>市内民俗芸能の演目等を映像記録により保存し、かつ、その団体に伝承されている逸話等をあわせて記録することで、後継者育成支援と後世への伝承を図ります。</p>	<p>民俗芸能活動団体の高齢化と後継者不足により、後世への芸能の継承が困難となることが予想されます。このため、芸能自体を映像として記録保存する作業と当該活動団体に伝承されている逸話等を書き記し継承することで、芸能の滅失を防ぐことも必要となっています。</p>
生涯学習課 新規	<p>指定建造物の計画的な補修</p> <p>建造物の劣化状況や文化財としての重要性等を検証した上で補修計画を策定し、計画的な補修等を進めていきます。</p>	<p>指定建造物については、老朽化によりその保存に多大な経費が必要となることから、その劣化状況や文化財としての重要性等を検証し、優先順位を定めた上で計画的に補修等を行っていく必要があります。</p>

政策7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

施策1 文化財の保存・継承及び博物館施設の充実

取組1 文化財や伝統文化の保存・継承

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
現存する有形文化財指定総数 (建造物、美術工芸品)	100件 (令和2年度)	110件
民俗芸能映像記録完了率 (記録完了団体数/市内民俗芸能団体数)	0% (令和2年度)	100%

古河市の文化財、古河史略、スタンプ集印帳





埋蔵文化財の

保護・保存

埋蔵文化財の周知・広報に努め、開発等により遺跡の毀損のおそれがある場合には発掘調査を実施し、記録保存を行います。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 拡充	<p>埋蔵文化財の適切な保存・活用</p> <p>考古学的な知識・技術を持ち、発掘調査の実務経験を有する埋蔵文化財専門職員の継続的な常勤配置に努めます。また、開発者等による包蔵地の確認が軽易かつ速やかに照会ができるよう、電子申請による手続きを進めるなど、埋蔵文化財が適切に保存・活用されるように努めます。</p>	<p>市内に所在する埋蔵文化財★包蔵地内等の開発等に際しては、開発業者等からの包蔵地照会等に合わせ必要な指示を行い、埋蔵文化財の滅失の危険がある場合は、発掘調査を指示の上、記録保存を行います。これに際し、常勤の★埋蔵文化財専門職員を継続的に配置することで、適切な埋蔵文化財の保存・活用に努め続ける必要があります。</p>
生涯学習課 継続	<p>重要な遺跡の継続的な検証と後世への継承</p> <p>発掘調査結果に基づき、検証や周知等により当該遺跡の歴史的価値の探求や継承等を行いつつ、全体像の把握と文化財としての整備をするための体制を整えていきます。</p>	<p>川戸台遺跡をはじめとする重要な遺跡等が部分的に発掘された場合については、その全体像の把握と価値の検証が必要ですが、その把握には相当の期間と多額の経費の投入が必要となります。発掘調査結果に基づき、検証や周知等を行い、後世へ当該遺跡の価値と可能性を引き継ぎつつ、発掘・整備の体制を整えることが必要です。</p>

発掘調査の様子



用語解説

★包蔵地 過去の現地踏査結果により埋蔵文化財が含有される可能性が極めて濃厚な土地。

★埋蔵文化財専門職員 考古学に関する高度な専門知識と技術、豊富な実務経験を有する職員（文化庁『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』（報告書））。



7-1-3

歴史・民俗・文化資料の調査・収集と保存・整理

★公開承認施設である歴史博物館をはじめとする各博物館施設において、地域に関連する貴重な歴史・民俗・文化資料の調査や収集・保存・研究を進め、整理にあたってはデータベースの構築を図ります。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 拡充	<p>文化財の保存指導と活用</p> <p>指定文化財の所有者・管理者に、文化財の適正な維持管理に努めるよう助言等を行うつつ活用についても図り、あわせて保存・活用に係る専門知識を有する職員や後継者の確保に努めます。</p>	<p>本市では国指定重要文化財（建造物・歴史資料）をはじめ、県指定・市指定を含む有形・無形の歴史・民俗文化財、史跡・天然記念物や芸術品など多種多様な文化遺産の調査・収集・保存を進めてきましたが、適切な保存・管理方法が必要とされ、保存に係る専門知識を有する職員や後継者の不足、経費負担等が懸念されています。</p>
生涯学習課 継続	<p>遺物収蔵施設の整理</p> <p>増大していく遺物について、現状の収蔵施設の収蔵方法を改めて見直し・整理の上、計画的な保存を図っていきます。</p>	<p>本市が行った発掘調査の遺物は、歴史博物館・三和資料館・ふるさと館等に収蔵されています。開発等によって行われる調査で見えられた遺物は年々増え続けており、今後、遺物の保管について、収蔵施設の整理等が必要となります。</p>
生涯学習課 継続	<p>収蔵資料の整理と保存環境の維持・整備</p> <p>既収資料の整理を行い収蔵庫のスペースを確保するとともに、燻蒸実施など保存環境の維持に努めます。新規収蔵施設については基本構想を策定していきます。</p>	<p>本市の歴史文化遺産を保管している歴史博物館・文学館・三和資料館の収蔵庫が手狭になってきており、新規の資料収蔵が困難になってきています。今後も増える歴史文化遺産を後世に継承していくために、適切な保存環境の維持・整備が必要となります。</p>
生涯学習課 継続	<p>文化財の修理保存の啓発</p> <p>重要文化財の適正な保存と修理を続け、修理を終えた文化財は、文化財保存の啓発活動として、修理行程や技術を含めて、平常展示で積極的に公開します。</p>	<p>国指定重要文化財「鷹見泉石関係資料」は、文化財保護法に基づき修理を行っており、全ての修理完了までにはおよそ20年を要します。また、長期にわたる事業実施のためには、文化財に対する市民の関心を深めることが必要となります。</p>

政策7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

施策1 文化財の保存・継承及び博物館施設の充実

取組2 埋蔵文化財の保護・保存

<p>用語解説</p> <p>★公開承認施設Ⅱ博物館や美術館などの国宝・重要文化財の所有者（管理団体を含む）以外の者が、当該文化財を公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要となるが、文化財の公開活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた場合、公開後の届け出で足りることとされている（「文化財保護法」第53条）。この承認を受けた施設を公開承認施設という。</p>	<p>担当課</p> <p>生涯学習課</p>	<p>課題解決への取組</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">文化財データベースの構築</p> <p>各施設等で保有している資料目録などを統合した、市内文化財のデータベースの構築を図り、一般公開を目指します。</p>	<p>現状と課題</p> <p>各博物館施設の収蔵資料や指定文化財の調査研究結果については、個別にデータベースや研究報告書を作成しているところですが、今後はより有効な保存・管理のために、各施設・指定文化財等の横断的なデータベースの構築が求められています。</p>
	<p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">新規</p>		

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
重要文化財「鷹見泉石関係資料」の保存修理の延べ完了件数	159件 (令和3年度)	209件

重要文化財「鷹見泉石関係資料」保存修理の延べ完了件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
111	122	131	142	149

鷹見泉石関係資料



「雪華文蒔絵印籠」



「金彩花つなぎ文切子瓶と
金彩型吹きコップ」



7-1-4

歴史や文化に関する

情報提供の推進

各博物館施設での企画展や講座等の充実を図り、ホームページ等を活用して積極的な情報提供を行って入館者の増加を図ると同時に、各施設間だけでなく学校や周辺地域との連携をより深め、来訪者の回遊性を高めることに努めます。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p style="text-align: center;">★博学連携の強化</p> 児童生徒の移動問題等の解消のため教員と★学芸員との意見交換を行いながら、施設見学を積極的に受け入れます。また、体験講座や出前授業、公募企画の実施など、博物館と学校の連携強化を図ります。	地域の文化施設を活用し、地域について学ぶことは学習指導要領にもうたわれており、次世代を担う児童生徒に対する情報発信は重要です。本市では各博物館施設が校外学習の場として活用されていますが、児童生徒の移動手段の確保等の問題もあり、市内全校の見学実施は困難な面もあります。
生涯学習課 継続	<p style="text-align: center;">文化財・歴史文化情報の周知・普及</p> ホームページや市広報紙・刊行物等を通じて、文化財や歴史文化に係る情報を広く市民に周知しつつ、内容の充実、発信方法の工夫に努めます。	文化遺産を次世代に継承し、また郷土愛を醸成するためには、自らのまちにどのような文化財があるかを周知・普及していく必要があります。市広報紙・ホームページ・刊行物等により周知・普及を図っていますが、より関心を深めるためには、内容の充実、発信方法の工夫が求められています。
生涯学習課 継続	<p style="text-align: center;">各博物館施設における展示替え</p> 保護と活用のバランスを考慮しつつ、多種多様な文化財・文化遺産を鑑賞できるように、各博物館施設における展示替えをしていきます。	各博物館施設では、文化財や文化遺産を展示公開し、市民をはじめ来館者へ情報提供をしていますが、公開することで文化財が劣化するという課題があり、陳列替えによる資料劣化の防止など、保護と活用のバランスの取れた公開が必要となります。

政策7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

施策1 文化財の保存・継承及び博物館施設の充実

取組4 歴史や文化に関する情報提供の推進

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	文化財建造物についてはフィルムコミッションにも登録されていますが、今後より有効な活用を図っていきます。 文化財建造物の活用	文化財建造物については、国指定重要文化財「旧飛田家住宅」・県指定文化財「旧中山家住宅」などを一般公開しています。また、登録有形文化財の「篆刻美術館表蔵・裏蔵」は美術館として、同文化財「坂長本店蔵（旧古河城文庫蔵）ほから棟」は、お休み所として活用されていますが、さらなる有効な活用方法の工夫が求められます。
生涯学習課 継続	来訪者の回遊性を高めるため文化情報ネットワーク化を図り、文化財マップの作成やスタンプラリー等を実施します。また、補修が必要な説明板やスタンプポストなどは順次修理をしていきます。 来訪者の回遊性の向上	「★まくらがの里散歩道」の3コースにスタンプポストを、また文化財の所在地に説明板を設置して、史跡・文化財めぐりの便に供しています。また、各博物館施設では共通券や統一した年間予定表を発行するなど、来訪者の回遊性向上を図っています。また、老朽化した説明板やスタンプポストなどに随時補修が必要です。

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
各博物館施設を利用した市内の学校数 (延べ数)	年 17 校 (令和 2 年度)	年 25 校
各博物館施設における総入館者数	33,974 人 (令和 2 年度)	37,500 人

用語解説

★博学連携＝博物館と学校が連携・協力しながら、子どもたちの教育を推し進めていくこととする取り組み。

★学芸員＝博物館資料の収集・保存・展示及び調査研究その他、これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。博物館法に規定される登録博物館には、専門的職員として学芸員を置くことが義務づけられている。

★まくらがの里散歩道＝「歴史のまち古河」の良さを見直し、郷土に対する認識を高めるとともに、ふるさとに親しむ場として設置した。全部で3コース（「古河公方コース」「江戸文化コース」「旧日光街道コース」）あり、集印帳を購入して、スタンプを集めながら文化財や史跡等を訪ねることが出来る。



7-1-5

博物館施設の

適正な維持管理

市民（来館者）に対する安全・快適な空間を提供するとともに、国指定重要文化財を含む所蔵資料を適切な環境で保存していくために、施設の適正な維持管理に努めます。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公開承認施設認定の維持</div> 文化庁主催の防犯・防災研修の受講や必要な修繕実施などを行い、公開承認施設の認定維持に努めます。	古河歴史博物館は博物館法に定められた「博物館（登録博物館）」であるとともに、文化庁から「公開承認施設」の認定を受けています。認定の維持には国宝・重要文化財の公開のほか、施設管理面においてもさまざまな条件が付されています。一度認定を失うと、再認定は非常に困難であることから、それらへの対応が課題となっています。
生涯学習課 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">長寿命化計画の策定</div> 来館者の安全の確保と快適空間の継続的提供のために、耐震予備診断を行うとともに、各施設の長寿命化計画を策定していきます。	本市には、古河歴史博物館・三和資料館・古河文学館・古河街角美術館・篆刻（てんこく）美術館など全国に誇れる施設があります。こうした施設は、自由時間の過ごし方が変わる中で、市民がより質の高い文化的生活を送る上で欠かせないものですが、法定耐用年数に迫っている施設もあり、来館者の安全確保の面からも早期に長寿命化を図る必要があります。
生涯学習課 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">周辺景観を含めた環境保全</div> 計画的な施設修繕とともに、周辺地域と連携して景観保全にも努め、ミュージアムゾーンとしての快適な空間づくりのための事業を実施していきます。	本市の各博物館施設は、日本建築学会賞（古河歴史博物館）・茨城県建築文化賞（古河文学館）・まちづくりグリーンリボン賞（古河歴史博物館・古河文学館）を受賞するなど、建築本体の評価だけでなく、周辺景観との融合も含めて評価されてきました。来館者へ快適な空間を継続的に提供するためには、施設維持のための修繕だけでなく周辺景観も含めた環境保全が求められています。



芸術文化活動への支援

各種文化団体の自主活動及び市民文化祭などの活動発表への支援を行います。また、各博物館施設収蔵資料を活用した作品を全国から公募するなど、市民の芸術文化活動を促進します。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	文化活動への関心を高める方策の整備や文化活動を行っている団体・個人への支援により、芸術文化の振興につなげます。そのためにも、文化協会への加盟を促進し、活動の後継者となる若年層を育てるイベントを開催します。	文化的な活動を行っている市文化協会に対し、人的・資金面での支援を行っています。このほか、★古河市松岡文化及びスポーツ振興補助金により、文化活動を行う団体や個人への活動の支援を行っています。近年、市文化協会では会員の高齢化に伴い、団体数・加盟人数が減少傾向にあり、若年層の加盟促進を図る必要があります。
生涯学習課 継続	芸術文化団体や個人に発表の場を提供するほか、市民団体などの実行委員会運営の芸術文化活動を支援するとともに、適切な発表の場を提供するよう努めます。	市民による活動の発表の場として、市民文化祭を開催し、さまざまな芸術文化に親しむ機会を提供しています。文化協会の団体数や人数の減少に伴い、参加団体や作品数の減少がみられるため、開催方法の検討が必要が必要です。
生涯学習課 継続	次世代の文化的活動の発表の場を設け、参加者自らが企画・運営することを支援し、後継者の育成に努めます。	★青少年軽音楽フェスティバルは、演奏技術を磨くだけでなく、事業の企画・運営能力の向上を図ることを目的としており、その内容も充実してきました。芸術文化の発展を担う後継者を育成するためには、技術向上の場として引き続き発表機会の提供が必要が必要です。
生涯学習課 継続	優れた文化や芸術を鑑賞する機会を提供 今後市民芸術鑑賞の集いを開催し、身近なところで質の高い文化や芸術を鑑賞できる機会を提供します。	★市民芸術鑑賞の集いでは、毎年質の高い公演を開催しています。この事業は、市民が身近な場所でも本物の芸術文化に触れることのできる機会として欠かすことができません。今後市民のニーズをとらえながら、開催していく必要があります。

政策7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

施策2 市民文化活動及び芸術文化活動の促進

取組1 芸術文化活動への支援

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>の推進</p> <p>本市が所有する貴重な収蔵資料を顕彰し、広くPRするため、資料に関連した作品を公募し、文化活動の担い手を育成していきます。</p> <p>収蔵資料を活用した文化活動</p>	<p>古河出身の鷹見久太郎が創刊し、児童文学史に大きな足跡を残した絵雑誌『ゴドモノクニ』を顕彰し、「1ページの絵本」の公募事業を行っています。創作活動を推進するためにも継続的に開催し、市内小中学生の文学への関心を高め、文化活動の担い手を育成することが大切です。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
古河市文化協会加入団体数	88 団体 (令和元年度)	90 団体
市民文化祭入場者数	17,230 人 (令和元年度)	17,500 人
1ページの絵本応募数	3,250 件 (令和元年度)	3,500 件

用語解説

★古河市松岡文化及びスポーツ振興補助金
市民の文化的教養の向上及び体力づくりを促進し、文化芸術及びスポーツの振興を図るため、「古河市松岡文化及びスポーツ振興基金条例」の規定による基金を原資とした補助金。対象は、文化活動やスポーツ活動を行う個人や団体。

★青少年軽音楽フェスティバル
青少年に音楽発表の場を提供し、参加者相互の連帯と企画運営能力の向上を図ることを目的として開催している。参加対象者は、市内及び近郊に在住、または市内外の高校に通学する青少年によるアマチュアバンド。

★市民芸術鑑賞の集い
優れた芸術に接する機会を設けることにより、市民の芸術に対する意識の向上を図り、豊かなまちづくりに寄与することを目的として開催している。

青少年軽音楽フェスティバルの様子





7-2-2

地域文化を創造する

人材の育成・確保

市民文化リーダーの育成とともに、芸術文化活動団体への若年層の加入促進に努めます。また、関係団体間のネットワークづくりを推進します。

担当課	課題解決への取組	現状と課題
生涯学習課 継続	<p>文化イベントを通じた人材の育成・確保</p> <p>若年層自らが企画・運営を行う文化イベントを継続的に実施し、新たな人材の育成・確保につなげます。</p>	<p>高齢化社会が進み、芸術文化活動を行う団体は、団体数・加盟者数ともに減少傾向にあります。若年層を対象とした事業を継続的に開催し、文化活動の後継者を育成しつつ、将来を担う若い世代の加盟を促進する必要があります。</p>
生涯学習課 継続	<p>地域文化を創造する人材の育成</p> <p>本市出身の優れた人材について市民が知る機会を提供し、その人材との交流を通して、地域文化を創造する人材の育成・確保につなげます。</p>	<p>音楽や美術等さまざまな分野で活躍しながらも、広く市民に知られていない古河出身の文化人もいます。市内の文化施設を活用し、顕彰を行うことで、地域文化を創造する人材を確保していくことが大切です。</p>
生涯学習課 継続	<p>芸術文化活動のネットワークづくりの支援</p> <p>芸術文化活動をしている団体や個人を市広報紙やホームページで紹介する等、情報を提供し、交流の場づくりに努めます。</p>	<p>芸術文化活動の発展のためには、活動団体や個人のネットワークづくりが大切ですが、個々の活動だけでは、団体や個人間の連携を図ることが難しい状況にあります。それぞれが情報交換や交流することができるところが必要とされています。</p>

令和8年度までの目標値

成果指標	現状値	目標値
若年層向けのイベント開催回数	1回 (令和2年度)	2回

 資料編は巻末から始まります

年月日	会議等
令和3年 10月21日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第6回庁内会議
11月10日	教育委員への進捗状況報告
11月29日	令和3年度第1回古河市総合教育会議
11月29日～12月2日	総合教育会議指摘事項を各課へ再確認・修正依頼
12月23日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第7回庁内会議
令和4年 1月11日～31日	パブリックコメントによる意見募集
2月2日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第8回庁内会議
2月9日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第9回庁内会議

庁内会議の様子



作業部会の様子



総合教育会議の様子



6 策定経過

年月日	会議等
令和3年 4月15日	古河市教育振興基本計画（後期計画）の策定手法について （関係各課説明）
6月4日	古河市教育振興基本計画（後期計画）の策定について定例庁 議へ報告
6月9日	古河市教育振興基本計画（後期計画）検討庁内会議設置要綱 の制定について教育委員会へ議案提出
7月11日	古河市教育振興基本計画（後期計画）策定に係るアンケート 調査依頼（児童生徒・保護者・教職員）
7月11日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第1回会議（庁内会議・ 作業部会）
7月9日～30日	作業部会ヒアリング（第1回）
7月12日	古河市教育振興基本計画（後期計画）策定に向けたアンケー ト調査依頼（社会教育委員）
7月15日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第2回庁内会議
7月20日	古河市教育振興基本計画（後期計画）策定に向けたアンケー ト調査依頼（博物館運営協議会委員）
7月21日	教育委員会への進捗状況報告
7月31日～8月2日	作業部会ヒアリング（第2回）
8月11日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第3回庁内会議
8月19日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第4回庁内会議
8月26日～9月9日	作業部会ヒアリング（第3回）
9月13日～16日	作業部会ヒアリング（第4回）
9月28日	古河市教育振興基本計画（後期計画）第5回庁内会議
9月28日～10月11日	作業部会長と事務局による修正協議

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月10日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

教育部長、教育部副部長、教育総務課長、学校教育施設課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、社会教育施設課長、スポーツ振興課長、子ども福祉課長

別表第2 (第6条関係)

教育部副部長、教育総務課職員、学校教育施設課職員、指導課職員、学校給食課職員、生涯学習課職員、社会教育施設課職員、スポーツ振興課職員、子ども福祉課職員

庁内会議名簿

区分	氏名	役職
委員長	塚原 一夫	教育部 部長
副委員長	峯 照男	教育部 副部長
委員	島村 光昭	教育総務課 課長
委員	風見 幸則	学校教育施設課 課長
委員	桑原 敬明	指導課 課長
委員	阿部 茂	学校給食課 課長
委員	栃木 匡	生涯学習課 課長
委員	青木 保	社会教育施設課 課長
委員	宇都木 かおる	スポーツ振興課 課長
委員	岡安 伸征	福祉部 子ども福祉課 課長

作業部会名簿 (各課員については企画員のみ掲載)

区分	氏名	役職
部会長	峯 照男	教育部 副部長
副部会長	島村 光昭	教育総務課 課長
委員	大澤 勝彦	教育総務課 課長補佐
委員	野原 信行	学校教育施設課 課長補佐
委員	小林 詠二	指導課 副参事
委員	橋本 竜男	学校給食課 係長
委員	大谷 憲司	生涯学習課 課長補佐
委員	落合 弘一	社会教育施設課 副参事
委員	高橋 直志	スポーツ振興課 課長補佐
委員	毛塚 光昭	福祉部 子ども福祉課 課長補佐

5 古河市教育振興基本計画（後期計画）検討庁内会議設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、古河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が策定した古河市教育振興基本計画について、平成29年度から令和8年度までの計画期間のうち、前期5年間の取組について総合的な点検・評価を行い、今後5年間に取り組むべき具体的な施策について検討し、古河市教育振興基本計画の後期計画（以下「後期計画」という。）を策定するため、古河市教育振興基本計画（後期計画）検討庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内会議は、古河市教育振興基本計画に掲げる基本構想を踏まえ、次に掲げる事項について調査、検討等し、その結果を教育委員会に報告する。

- （1）後期計画の内容及び素案の作成に関すること。
- （2）その他後期計画の策定に関し、教育委員会が必要と認めること。

（庁内会議の組織）

第3条 庁内会議は、別表第1に掲げる者を委員として組織する。

2 庁内会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部長を、副委員長は教育部副部長をもって充てる。

3 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から令和4年3月31日までとする。

（庁内会議の会議）

第5条 委員長は、必要に応じて庁内会議の会議（以下この項から第3項までにおいて「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、教育委員会に報告する事項の集約等を行うものとする。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明や意見を述べさせることができる。

4 委員長は、必要と認めるときは、学識経験者、保護者、教職員等の意見を聴取する機会を設けることができる。

（作業部会）

第6条 委員長は、後期計画に関する専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は教育部副部長を、副部会長は部会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（作業部会の会議）

第7条 作業部会の会議（次項において「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要と認めるときは、会議に作業部会の委員以外の者を出席させ、説明や意見を述べさせることができる。

（庶務）

第8条 庁内会議及び作業部会の庶務は、教育総務課において処理する。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、庁内会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

古河市では、親学習プログラムの実施、子ども会をはじめとする青少年団体の活動支援、多様な自然・社会体験の提供などとともに、青少年を対象とした相談活動などを行ってきました。今後も、青少年団体の育成・支援、地域活動等への青少年の参加を促進するとともに、家庭や地域ぐるみで青少年の健やかな育ちを支えるための体制を充実する必要があります。

【施策項目】

- 家庭・地域の教育力の育成
- 地域や社会への青少年の参加の促進
- 青少年の健全育成のための活動の促進

(6) 市民が親しめる生涯スポーツの推進

健康志向の高まりを背景として、市民のスポーツに対するニーズが高まり、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツのできる環境づくりが求められています。日常的にスポーツに親しむことは、健康の保持・増進や体力向上だけでなく、生きがいのある生活につながります。

古河市では、生涯スポーツを支える各種スポーツ団体の育成・支援を行うために、スポーツ施設の安全性や利便性を確保し、類似または同一機能を有する施設の統廃合も視野に入れた効率的かつ安定的な施設運営が課題となっています。

スポーツには、競技レベルに応じて自ら楽しむスポーツと観戦して楽しむスポーツとがあります。令和元年度に開催された茨城国体を契機として市民のスポーツに関する意識のさらなる向上を図ることが大切です。

これまで古河市からは、プロ野球やサッカープロリーグをはじめ多くのトップアスリートが生まれています。今後も、スポーツ少年団及びスポーツクラブの活動を支援するとともに、学校体育との連携を強化し、トップアスリートの発掘と育成に取り組む必要があります。

【施策項目】

- スポーツ施設の充実と有効活用
- 生涯スポーツの振興
- 競技力向上とトップアスリートの育成

(7) 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

郷土の歴史文化を学び、大切にしていくことは、地域の対する愛着を持つことにつながり、さらに地域文化を後世に永く伝えることは、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める上で欠かせないものです。

長い歴史と伝統に培われた古河市は、多くの歴史的資源や文化人を有しています。国指定重要文化財としては旧飛田家住宅と鷹見泉石関係資料の2件、県指定文化財16件、市指定文化財132件を有しており、歴史博物館を中心に文化財の紹介、歴史・民俗・芸術等の貴重な文化財の収集や保存を進めてきました。また、貴重な文化遺産が、開発や老朽化により消失する可能性があるため、これらの保全や活用も課題となっているほか、地域の貴重な民俗芸能の後継者不足が懸念されています。

また、平成23年度に、3地区の文化協会を統合した古河市文化協会が発足し、各地区で芸術文化の発表の機会を設けていますが、後継者の育成・確保などが課題となっています。

今後も、文化財や史跡、郷土芸能などの保全や継承を図るとともに、市民による芸術文化活動の活発化に向け支援していく必要があります。

加えて、これまで収集・保存してきた歴史・文化資料等を適切な環境で保存し、それらの情報を、安全・快適な空間で市民（来館者）に提供するため、博物館施設の経年劣化にともなう計画的な修繕が必要です。

【施策項目】

- 文化財の保存・継承および博物館施設の充実
- 市民文化活動および芸術文化活動の促進

また、家庭では、基本的な生活習慣が身に付いていない子どもの増加、児童虐待など様々な問題が発生しており、家庭や地域の教育力の向上が求められています。

今後は、教育内容を充実・強化し、基礎学力の向上や豊かな心を育成するとともに、家庭や地域と連動（協力）し、子どもたちの能力を引き出し、最大限に伸ばすことで、自己実現を図れるように支援していく必要があります。

【施策項目】

- 幼児期（幼稚園・保育園・認定こども園）から児童期（小学校）への円滑な移行支援
- 特色ある学校教育の充実
- 地域教育機関の充実

（３）安心して学べる教育環境の充実

学校施設は、児童生徒の学習の場や豊かな人間性を育む場として重要な役割を担っています。加えて地域住民にとっても、災害時の指定避難所等としての役割を担っているため、安全性の確保は極めて重要です。

少子化により今後も児童生徒数の減少が見込まれ、教育環境の向上や社会性の確保の観点から、子どもたちにとって望ましい学校の在り方について検討する必要があります。

古河市には 32 の小・中学校があり、校舎・体育館等の老朽化が進んでいる施設が存在するため、耐久性を向上させるなどの長寿命化を図り、実情に応じた改修や適正な維持・管理が必要です。また、児童生徒にとって、より良い学習環境を整備することが求められます。

特別な教育的ニーズのある子どもたちや帰国子女・外国人児童生徒の増加に対応するため、特別支援教育の充実や日本語指導など、多様なニーズへの対応が課題となっています。

今後も、施設の充実や維持管理とともに、家庭や地域と連携した学校運営を進め、安心・安全な教育環境を充実していく必要があります。

児童生徒の健康維持・増進に努めるとともに、教職員の健康とより質の高い指導・運営体制を構築するため、学校の業務・職場環境の改善等が必要です。

【施策項目】

- 学校施設・設備・備品の充実と維持管理
- 就学しやすい環境づくり
- 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり
- 学校保健の充実

（４）子どもの健全な成長のための学校給食の充実

古河市の学校給食は、古河地区小学校 7 校では自校方式で提供し、古河地区中学校、総和地区、三和地区小中学校並びに古河中等教育学校についてはセンター方式で提供しています。同じ市内において異なる給食の提供方式を採用しており、献立内容も異なっている状況にあります。

安全・安心で安定的な給食の提供に加え、食物アレルギー児童生徒への対応の一つとして、学校給食センターでは除去食（乳・卵の同時除去）の提供を行っております。また、児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食センターを拠点として、食育や地産地消を推進しています。

自校方式給食室では、設備機器の老朽化に伴い、修繕部品の調達が困難な状況になっています。自校給食を継続していくためには、耐用年数に応じた設備更新をしていく必要があります。

【施策項目】

- 学校給食施設の運営と食物アレルギー対応・衛生管理
- 学校給食における食育・地産地消の推進

（５）未来を担う青少年の健全育成

家庭や地域の教育力の低下、SNS の普及による情報化の進展など、青少年を取り巻く環境が急激に変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、各種体験の不足などが問題となっているほか、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性や犯罪に加担する可能性も大きくなっています。

4 古河市教育に関する大綱

(令和3年3月策定)

1 大綱について

(1) 位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置づけられるものです。大綱の策定にあたっては、新たに別の大綱を策定するのではなく、教育、学術及び文化に関する基本的な理念や基本目標、施策の体系及び基本的方向性を網羅している【第2次古河市総合計画 第Ⅱ期基本計画】を基本としています。

(2) 計画期間

令和3年度から令和6年度までの概ね4年間

2 基本目標

人が育ち文化の息づく古河（まち）をつくる

未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身に付け、学んだことを活かしながら地域をより良くしようと行動する市民を育む、教育文化のまちづくりが大切です。

このため、学習プログラムや学校施設の改善など、ソフト・ハードの両面から、グローバル社会をリードする人材の育成を視野に入れ、児童・生徒の学びの環境を向上させていくとともに、市民一人ひとりの目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。

3 基本方針

(1) 市民のニーズに合った生涯学習の充実

情報化や国際化の進展、ライフスタイルの変化などの中で、新たな知識や技術を習得し、心豊かな生活を送るため、自主的な学習意欲が高まっており、市民の多様な学習ニーズへの対応が重要となっています。

古河市では、公民館などを中心に、各種講座や教室を開催し、情報提供を進め、市民の自主的な活動を支援してきました。この中で、生活上の課題や地域課題に対応した講座等の企画・実施や、あらゆる人々が参加できる学習機会の提供が課題となっています。

今後も、公民館や図書館など生涯学習に関連する施設の効果的な運営を図り、市民の学習ニーズに的確に対応しながら、いつでもどこでも学べるように生涯学習の機会や環境の充実を図るとともに、その成果を地域の中で活かせるような環境づくりを進めていく必要があります。

【施策項目】

- 生涯学習の機会の充実
- 生涯学習環境の充実
- 生涯学習施設等の充実
- 読書環境の充実

(2) 生きる力を育む学校教育の充実

グローバル化の進展や人工知能の進化などに直面している今日、将来を担う子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力などを確実に身に付けることが求められます。

学校現場においては、学力の低下、いじめ・不登校など諸課題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用をはじめ、複雑かつ多様な課題に向き合う必要があります。そのため、個に応じた教育の推進により「主体的・対話的で深い学び」という確かな学力の定着を図るとともに、道徳教育の充実により、他者への思いやりなどを育み、社会性や規範意識などを備えた豊かな人間性の育成が重要となっています。

質問内容	複数回答=順位のみ // 一問一答=順位+割合(%)
一日どれくらい勉強するか？	①30分～1時間 39.4% ②1～2時間 34.4% ③30分以下 16.3%
どれくらい本を読むか？	①ほとんど毎日 30.4% ②1週間に3日以上 22.9% ③1週間に1日以上 16.7%
スマホ・パソコン・携帯ゲームをどれくらい使うか？	1日当たり①1～2時間 37.2% ②3～4時間 28.9% ③5時間以上 15.1% ④1時間より少ない 15%
子ども会などの地域行事などに行くか？	①ときどき 31.1% ②行かない 27.7% ③いつも 25.1%
どのような人になりたいか？	①相手のことを思いやれる ②自分のことは自分でできる ③礼儀正しい
大人になっても古河市に住みたいか？	①できれば 23.2% ②どちらともいえない 22.8% ③このままずっと 20.9%

教職員アンケート

質問内容	複数回答=順位のみ // 一問一答=順位+割合(%)
関心のある教育課題は？	①働き方改革の推進 ②ICT教育の推進 ③主体的・対話的で深い学び
どのくらい忙しさを感じているか？	①毎日忙しい 49.9% ②忙しい日が多い 35.8% ③忙しい日と余裕のある日が半々 11.5%
工作上、大変と感じていることは？	①報告書作成等の事務処理 ②保護者対応 ③成績等の処理 ④生徒指導
工作上必要な研修は？	①ICT教育関連 ②教科・科目の指導や専門性関連 ③児童・生徒の理解や指導関連
子どもが先生に望んでいることは何だと思うか？	①いじめのない楽しい生活を送れる学校づくり ②悩みや意見をじっくり聞いてほしい ③先生と一緒に遊んだり話したりする時間がほしい
日常の学習指導で重視していることは？	①基礎的な知識・技能定着を図る指導 ②つまづきを捉え、個に応じた指導 ③主体的に取り組む課題解決型の指導
子どもに身に付けさせたい力は？	①友だち等とのコミュニケーション力 ②各教科の基礎的な学力・体力 ③自己肯定感を高め、将来について考えられる力
子どもの生活について課題と思うことは？	①友だちとの交流(対人関係)ができない ②感情や欲求をコントロールできない ③自発性やチャレンジする意欲が低い
家庭での取組として大切だと思うことは？	①家族でコミュニケーションを増やす ②スマホ等の使用ルールを決める ③しつけや教育に関心を持つ
保護者や地域住民に協力してほしいことは？	①登下校時の見守り活動 ②花壇の手入れや校内美化活動等 ③非行防止や生徒指導への協力

質問内容	複数回答=順位のみ // 一問一答=順位+割合(%)
少子化が進む中、今後の学校の適正規模についての考えは？	①全学校の学区見直し・学校再編 30.6% ②現在のまま 28.6% ③小規模校のみを対象に近隣の学校との再編 23.5% ④中学校区ごとに小学校の学区の見直しや再編 15.6%
市の教育施策で充実してほしいものは？	①学力・体力向上 ②ICT教育 ③外国語教育 ④不登校・いじめ解消
子どものために地域が担うべきものは？	①安心安全のための見守り ②社会ルールを学ぶ機会の付与 ③地域全体で育てていこうとする共通意識を住民が持つ
今後も子どもに古河市に住んでほしいと思うか？	①どちらでもよい 69.1% ②住んでほしい 18.3% ③わからない 7.7%
あなたは公民館で何を学びたいか？	①趣味的なもの ②健康・スポーツ ③家庭生活関連 ④職業上必要な技能
あなたが図書館に期待することは？	①資料(本、CD、DVD など)の充実 ②インターネット接続環境の整備 ③電子書籍等の提供
あなたが博物館に期待することは？	①学校教育と連携した子どもへの学習機会の提供 ②子ども向け講座の充実 ③企画展の充実
あなたは1週間のうち30分以上の運動をするか？	①まったくしない 50.9% ②週に1.2回 34.4% ③週に3~5回 11.2%

児童生徒アンケート

質問内容	複数回答=順位のみ // 一問一答=順位+割合(%)
どの教科が好きか？	①体育 ②理科 ③図工(美術)
学習内容がわからないとき誰に聞く？	①友だち ②家の人 ③先生
どのような先生に教わりたいか？	①話がおもしろい ②勉強をよく教えてくる ③何でも相談できる
どんな時が楽しいか？	①休み時間 ②遠足・社会科見学・宿泊学習 ③クラブ活動(部活動)
困っていること・心配なことを誰に話すか？	①親 ②友だち ③先生
朝ごはんを食べているか？	①毎日 86% ②食べる日が多い 8.5% ③食べない日が多い 4.1%
何時ごろ寝るか？	①9時~10時 38% ②10時~11時 35.5% ③11時~0時 14.6%

3 策定に係るアンケート調査結果

◆1◆ アンケート・意見収集の概要

対象者		対象数	回答数	回答率
保護者	小学4年～中学2年	5,788人	1,875件	32.39%
児童生徒		5,788人	1,602件	27.68%
教職員	市立小中学校に勤務	766人	547件	71.41%

回答期間：令和3年7月1日～令和3年7月16日

回答方法：各自Web上で回答を入力

対象者	対象数	回答数	回答率
社会教育委員	14人	6件	42.86%
博物館運営協議会委員	15人	7件	46.67%

回答時期：令和3年7月下旬

回答方法：用紙への意見記入

◆2◆ Webアンケートの集計結果抜粋

保護者アンケート

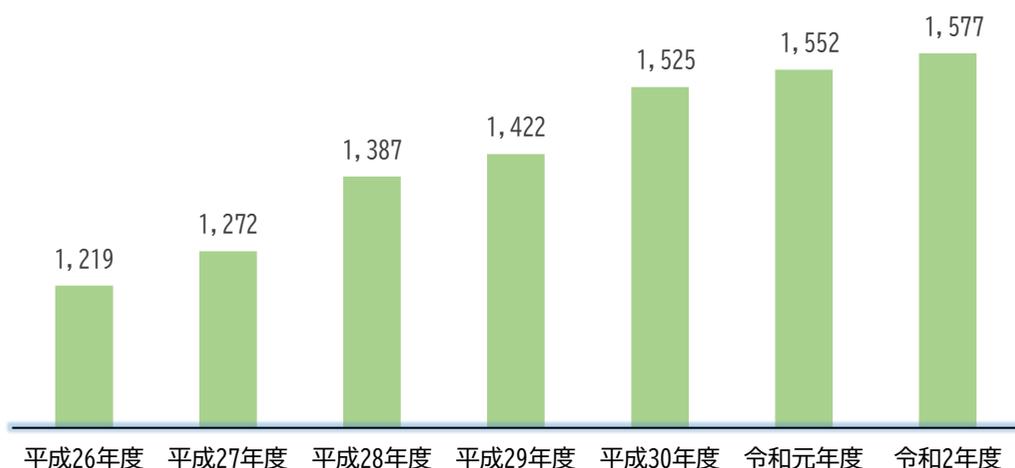
質問内容	複数回答=順位のみ // 一問一答=順位+割合(%)
子どもとの家での会話の内容は？	①学校の出来事 ②友だち ③勉強や成績
子どもは自分から勉強するか？	①どちらかといえばしている 43.4% ②している 32.4% ③していない 23.8%
子どもにどう育てほしいか？	①明るく元気で、心身共に元気な子 ②人を思いやり支え合う優しい子 ③意欲があり、何事にも進んで取り組む子
子どもの習い事は？	①スポーツ関係 ②学習塾 ③していない
子どもはインターネットを使って何をしているか？	①ゲーム・動画 ②ネットニュース・調べもの ③SNS
子どもに関しての悩みや困りは？	①学力・勉強 ②生活態度や習慣 ③進路

放課後児童クラブ施設一覧

クラブ名	設置場所
1 小クローバー児童クラブ	学校敷地内
2 小スマイル児童クラブ	学校校舎内
3 小のびっこ児童クラブ	学校敷地内
たんぼぼ4小クラブ	学校校舎内（保護者会運営）
たけのこ4小クラブ	学校校舎内（保護者会運営）
5 小つくしんぼクラブ	学校校舎内（保護者会運営）
6 小平和町児童クラブ	学校敷地内
7 小ひまわり児童クラブ	学校敷地内・外
釈迦児童クラブ	学校校舎内
下大野児童クラブ	学校校舎内
上辺見児童クラブ	学校校舎内
小堤児童クラブ	学校校舎内

クラブ名	設置場所
上大野児童クラブ	学校校舎内
駒羽根児童クラブ	学校北側
西牛谷児童クラブ	学校敷地内
水海児童クラブ	学校校舎内
下辺見児童クラブ	学校校舎内
中央小児童クラブ	学校敷地内
諸川児童クラブ	学校敷地内
大和田児童クラブ	学校敷地内
駒込児童クラブ	学校校舎内
八俣児童クラブ	学校敷地内
名崎児童クラブ	学校校舎内
仁連児童クラブ	学校校舎内

放課後児童クラブ年度別入所児童数



放課後児童健全育成事業実施状況調査より（毎年度5月1日現在、令和2年度のみ7月1日現在）

博物館施設の利用状況

(人)

施設名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
古河歴史博物館	20,787	19,511	15,044	15,154	6,084
古河文学館	12,498	15,387	11,404	10,430	2,562
篆刻美術館	7,685	8,200	8,638	9,024	2,082
古河街角美術館	18,703	20,913	14,136	14,172	4,992
三和資料館	4,028	4,421	4,517	4,048	2,092
鷹見泉石記念館	16,958	17,513	16,926	14,985	7,638
奥原晴湖画室	16,958	17,513	16,926	14,985	7,638
永井路子旧宅	5,128	4,738	3,966	3,177	886

ICT教育関連機器の整備状況

(台)

機器名等		平成29年度 以前	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1 学習用端末	小学校児童用	1,564	1,764	1,964	7,552
	中学校生徒用	360	360	360	3,068
2 大型テレビ	小学校	185	190	195	195
	中学校	49	51	51	78
3 校務用パソコン	教職員用	790	790	820	820

1 学習用端末

- ・授業等に使用するタブレット型端末。

2 大型テレビ

- ・令和3年度に小中学校の各普通教室（通常学級）への1台整備を達成。

3 校務用パソコン

- ・教職員（常勤、非常勤）や事務員が、統合型校務支援システムやファイルサーバを利用し、学籍管理、成績処理、健康管理、授業の教材作成などの学校運営にかかわる事務など校務全般に使用。

スポーツ施設の利用状況

(人)

施設名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
古河市サッカー場	12,043	5,917	9,620	7,077	15,891
古河市古河市民球場	7,526	7,158	8,328	9,128	4,446
古河・ふれあい・新久田 テニス場	14,736	14,222	12,445	13,962	8,228
古河スポーツ交流センター	119,564	174,697	170,851	139,721	40,176
リバーフィールド古河野球場	3,903	2,823	5,112	3,358	1,211
リバーフィールド古河サッカー場	23,170	28,118	33,491	33,435	9,793
リバーフィールド古河 レクリエーション広場	22,915	16,385	17,353	17,855	5,475
リバーフィールド古河 マレットゴルフ場	16,071	16,877	15,849	15,432	10,689
古河ゴルフリンクス	46,186	47,059	48,574	38,720	43,096
古河リバーサイド倶楽部	15,569	10,037	11,133	8,924	98
古河市中央運動公園総合体育館	343,182	364,784	248,255	192,280	63,795
古河市中央運動公園陸上競技場	67,411	49,585	66,487	70,908	21,959
古河市中央運動公園テニスコート	35,699	37,263	36,677	36,604	21,539
古河市中央運動公園サッカー広場	24,833	23,510	19,690	2,870	2,560
古河市中央運動公園自由広場	13,009	12,498	12,438	11,197	5,909
古河市中央運動公園温水プール	54,064	58,104	52,046	49,252	19,055
古河市丘里公園野球場 兼ソフトボール場	12,370	13,108	13,108	10,117	5,164
古河市北利根北公園野球場	6,268	4,912	4,912	4,843	3,069
古河市北利根北公園 テニスコート	5,175	5,604	5,604	5,751	2,886
古河市北利根南公園 ソフトボール場	4,477	6,279	6,279	5,242	2,403
古河市上大野グラウンド	28,268	28,150	29,150	24,875	10,801
古河市小堤スポーツ広場	8,300	19,660	19,660	18,254	16,366
古河市三和健康ふれあい スポーツセンター	114,974	105,155	105,155	87,345	43,853
古河市三和野球場	12,348	13,282	13,282	11,960	8,132
古河市三和農村環境改善センター	62,697	54,084	46,165	39,518	6,642

各図書館・図書室の利用状況

施設名等		平成30年度	令和元年度	令和2年度
古河市古河図書館	人数(人)	31,247	29,547	19,598
	貸出点数(冊)	121,203	112,854	76,907
	蔵書数(冊)	107,454	107,969	108,639
古河市三和図書館	人数(人)	42,847	40,602	26,853
	貸出点数(冊)	181,047	175,129	119,555
	蔵書数(冊)	171,413	172,375	172,740
古河市中心公民館 (図書室)	人数(人)	4,235	4,275	2,785
	貸出点数(冊)	16,797	17,389	10,115
	蔵書数(冊)	48,950	49,434	49,893
古河市つつみ公民館 (図書室)	人数(人)	2,535	2,372	1,462
	貸出点数(冊)	10,082	10,071	5,825
	蔵書数(冊)	45,255	43,618	43,709
古河市中田公民館 (図書室)	人数(人)	3,060	3,202	2,378
	貸出点数(冊)	9,298	9,895	7,165
	蔵書数(冊)	24,140	24,151	23,993
古河市生涯学習 センター総和 (図書室)	人数(人)	2,328	837	1,338
	貸出点数(冊)	10,737	3,474	5,570
	蔵書数(冊)	25,655	25,984	26,106
古河市ユースセンター 総和 (図書室)	人数(人)	5,596	5,626	3,948
	貸出点数(冊)	20,448	22,009	15,814
	蔵書数(冊)	44,228	44,733	43,860
古河市地域交流 センター ※	人数(人)	327	281	336
	貸出点数(冊)	774	539	813
	蔵書数(冊)	—	—	—

※ 地域交流センター：貸出・返却のみ対応、図書室無し

公民館等の利用人数・件数

施設名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
古河市中心公民館	48,466人	51,102人	51,035人	53,163人	23,193人
	3,440件	2,792件	2,933件	3,133件	1,667件
古河市つつみ公民館	20,327人	21,644人	24,734人	24,880人	9,008人
	1,779件	1,873件	1,951件	1,855件	976件
古河市さくら公民館	14,980人	13,366人	13,082人	12,351人	6,009人
	1,182件	1,149件	1,132件	1,078件	536件
古河市ふれあい公民館	15,185人	14,146人	14,796人	15,158人	7,697人
	1,288件	1,200件	1,211件	1,180件	569件
古河市中田公民館	33,149人	33,237人	32,508人	27,322人	8,398人
	2,858件	2,807件	2,772件	2,522件	970件
古河市古河東公民館	38,511人	35,950人	34,860人	32,010人	10,554人
	3,846件	3,475件	3,359件	2,966件	1,288件
古河市三和地域交流 センター	31,147人	33,447人	42,165人	82,968人	19,198人
	2,657件	2,521件	2,649件	4,150件	1,477件
古河市生涯学習センター 総和 ※1	82,666人	79,942人	74,297人	14,394人	11,060人
	2,566件	2,514件	2,294件	591件	849件
古河市ユースセンター 総和 ※2	50,092人	22,885人	42,183人	43,051人	14,862人
	2,730件	1,136件	2,027件	1,898件	1,500件
古河市地域交流センター	68,669人	65,273人	75,038人	76,548人	26,697人
	4,461件	4,164件	4,607件	4,599件	2,239件
古河市駅西地域交流 センター ※3	92人	15,968人	18,955人	20,476人	9,112人
	7件	1,619件	1,957件	2,120件	1,246件

※1 生涯学習センター総和：令和元年度の人数減は空調設備工事による利用制限による。

※2 ユースセンター総和：平成29年度の人件減は空調設備工事による利用制限による。

※3 駅西地域交流センター：平成29年3月に開館。

小中学校別 児童生徒数

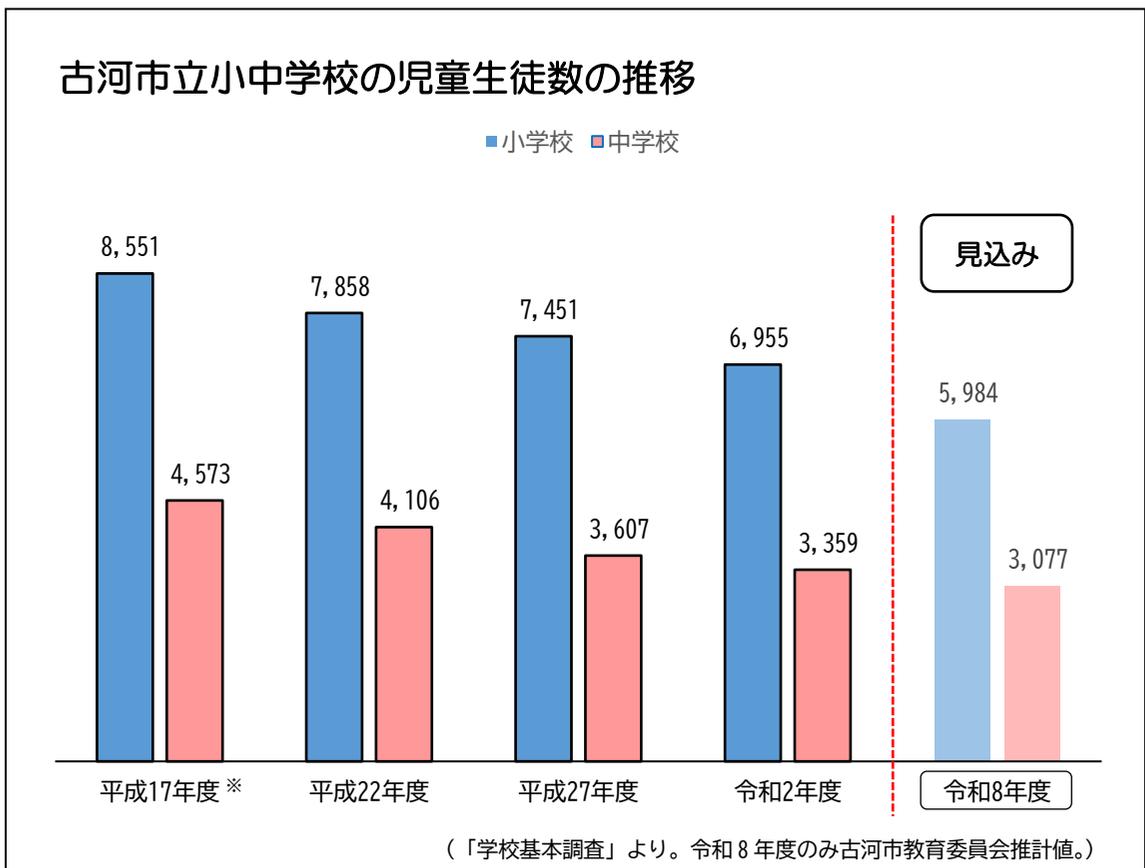
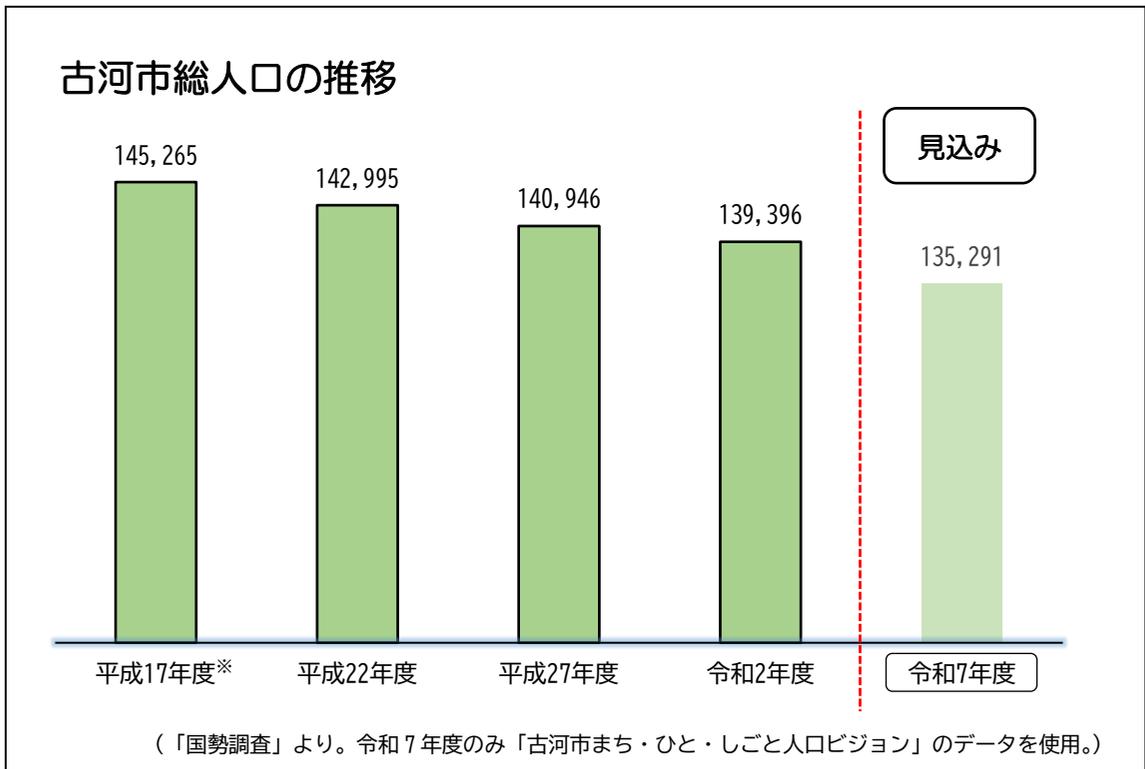
全年度5月1日時点の数値(人)

学 校 名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
古河第一小学校	310	315	335	333	318
古河第二小学校	433	440	449	443	456
古河第三小学校	301	309	303	324	327
古河第四小学校	495	480	485	450	416
古河第五小学校	121	117	125	127	120
古河第六小学校	509	499	489	478	464
古河第七小学校	553	548	536	552	512
釈迦小学校	110	109	106	114	110
下大野小学校	334	336	333	318	316
上辺見小学校	343	338	360	370	375
小堤小学校	225	211	194	191	188
上大野小学校	97	95	82	70	54
駒羽根小学校	306	289	273	253	221
西牛谷小学校	250	245	239	233	209
水海小学校	198	194	189	181	183
下辺見小学校	362	362	376	374	380
中央小学校	482	480	475	473	483
諸川小学校	523	499	496	473	488
大和田小学校	73	79	75	78	83
駒込小学校	111	109	118	118	112
八俣小学校	393	415	395	374	353
名崎小学校	445	438	415	412	378
仁連小学校	251	227	223	216	207
小学校合計	7,225	7,134	7,071	6,955	6,753

学 校 名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
古河第一中学校	441	432	399	403	426
古河第二中学校	555	571	576	573	605
古河第三中学校	337	357	388	389	410
総和中学校	559	554	508	495	490
総和北中学校	267	264	251	215	192
総和南中学校	478	451	430	418	423
三和中学校	357	339	330	334	342
三和北中学校	366	351	336	330	319
三和東中学校	225	206	204	202	208
中学校合計	3,585	3,525	3,422	3,359	3,415

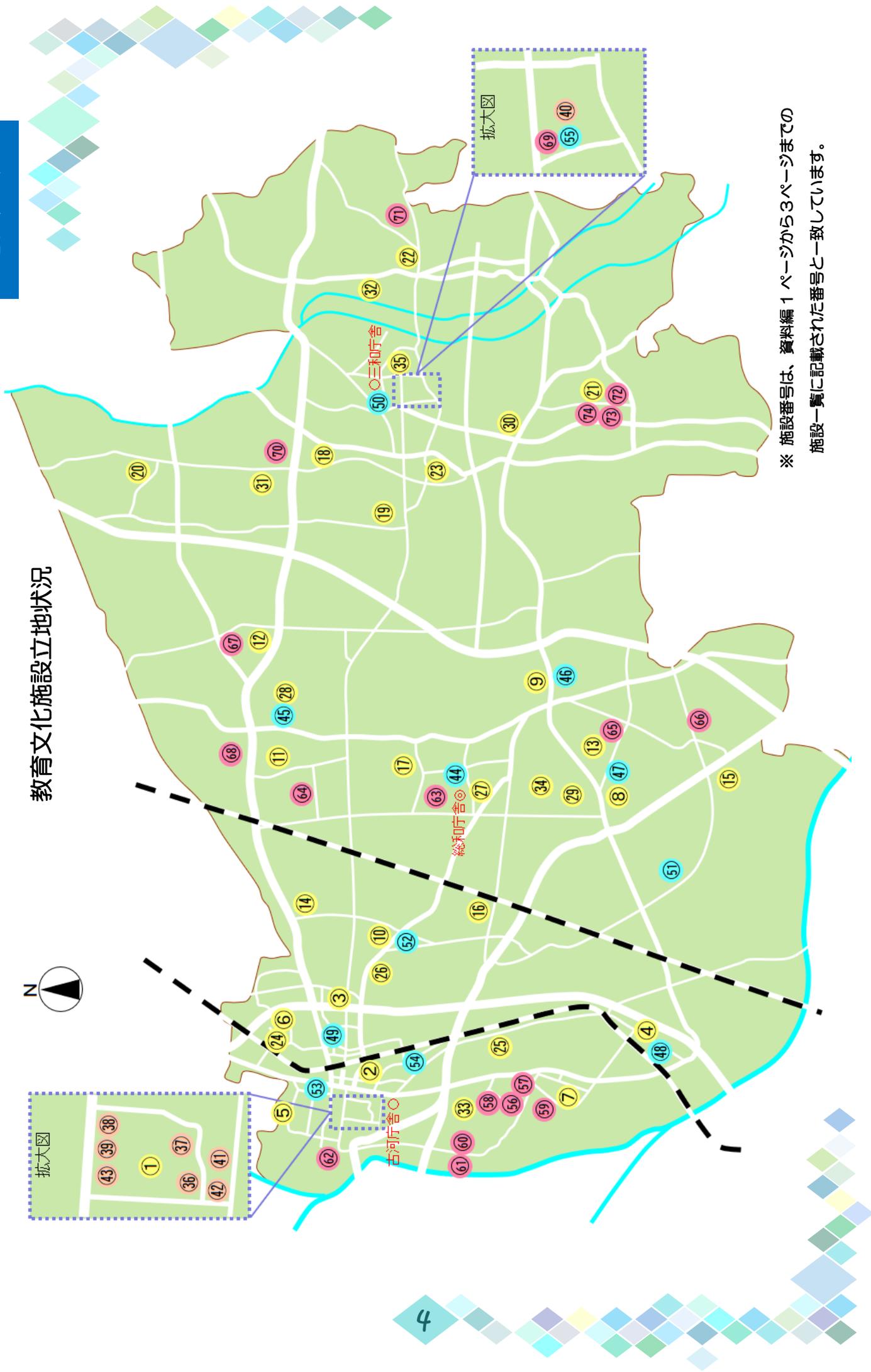
(学校基本調査より)

2 基礎データ



※平成17年度は旧古河市・総和町・三和町の合計数

教育文化施設立地状況



※ 施設番号は、資料編 1 ページから 3 ページまでの施設一覧に記載された番号と一致しています。

スポーツ施設一覧

No.	施設名	指定管理制度 導入状況 ※	住所	電話
⑤⑥	古河市サッカー場		駒ヶ崎 44-1	0280-22-3500
⑤⑦	古河市古河市民球場		駒ヶ崎 19	0280-22-3500
⑤⑧	古河市古河テニス場		鴻巣 1495	0280-22-3500
	古河市古河ふれあいテニス場		鴻巣 1498	
⑤⑨	古河市新久田テニス場		新久田 264	0280-22-3500
⑥⑩	古河スポーツ交流センター	有	立崎 510-1	0280-22-3500
⑥⑪	リバーフィールド古河 (野球場、サッカー場、レクリエーション広場、マレットゴルフ場)	有	立崎地内 (渡良瀬川河川敷)	0280-22-3500
⑥⑫	古河ゴルフリンクス	有	西町 10-1	0280-22-4000
	古河リバーサイド倶楽部	有		0280-22-5500
⑥⑬	古河中央運動公園 (総合体育館、陸上競技場、テニスコート、サッカー広場、自由広場、温水プール)		下大野 2528	0280-92-5555
	中央運動公園温水プール	有		0280-92-9000
⑥⑭	古河市丘里公園野球場 兼ソフトボール場		丘里 9	0280-92-5555
⑥⑮	古河市北利根北公園野球場		北利根 11	0280-92-5555
	古河市北利根北公園テニスコート			
⑥⑯	古河市北利根南公園ソフトボール場		北利根 6	0280-92-5555
⑥⑰	古河市上大野グラウンド		上大野 1532-1	0280-92-5555
⑥⑱	古河市小堤スポーツ広場		小堤 227-1	0280-92-5555
⑥⑲	古河市三和健康ふれあい スポーツセンター	有	仁連 2042-1	0280-76-7000
⑦⑰	古河市諸川コミュニティパーク		諸川 1844-4	0280-76-7000
⑦⑱	古河市尾崎ファミリースポーツ公園		尾崎 4037-4	0280-76-7000
⑦⑲	古河市東山田公園		東山田 1814-1	0280-76-7000
⑦⑳	古河市三和野球場	有	東山田 1808-1	0280-76-7000 0280-78-1815
⑦㉑	古河市三和農村環境改善センター	有	東山田 1808-12	0280-78-1815

※ 指定管理制度導入は令和3年10月1日現在の状況を記載

教育支援センター 一覧

No.	施設名	住所	電話
③③	はなももルームこが	鴻巣 399-1	0280-23-6266
③④	さるびあルームそうわ	駒羽根 620	0280-92-7311
③⑤	こすもすルームさんわ	仁連 2228-7	0280-76-3321

博物館施設一覧

No.	施設名	住所	電話
③⑥	古河歴史博物館	中央町 3-10-56	0280-22-5211
③⑦	古河文学館	中央町 3-10-21	0280-21-1129
③⑧	篆刻美術館	中央町 2-4-18	0280-22-5611
③⑨	古河街角美術館	中央町 2-6-60	0280-22-5911
④⑩	三和資料館	仁連 2042-1	0280-75-1511
④⑪	鷹見泉石記念館	中央町 3-11-2	0280-22-5211
④⑫	奥原晴湖画室	中央町 3-11-2	0280-22-5211
④⑬	永井路子旧宅	中央町 2-6-52	0280-21-1129

公民館等一覧

No.	施設名	住所	電話
④④	古河市中央公民館	下大野 2248	0280-92-4501
④⑤	古河市つつみ公民館	小堤 1766	0280-98-5530
④⑥	古河市さくら公民館	久能 973-1	0280-92-3422
④⑦	古河市ふれあい公民館	駒羽根 1419-4	0280-92-3036
④⑧	古河市中田公民館	中田新田 135-1	0280-48-1852
④⑨	古河市古河東公民館	東 3-7-19	0280-32-5533
	古河市古河図書館	東 3-7-19	0280-32-5299
⑤⑩	古河市三和地域交流センター	仁連 2065	0280-76-1517
⑤⑪	古河市生涯学習センター総和	前林 1953-1	0280-92-4000
⑤⑫	古河市ユースセンター総和	上辺見 2369	0280-31-3211
⑤⑬	古河市地域交流センター	横山町 1-2-20	0280-21-1255
⑤⑭	古河市駅西地域交流センター	幸町 3-43	0280-31-3111
⑤⑮	古河市三和図書館	仁連 2042-1	0280-75-1511

1 古河市の教育文化施設

古河市立小中学校
教育ポータルサイト

(<https://www.koga.ed.jp/>)



小中学校一覧

No.	学 校 名	住 所	電 話
①	古河第一小学校	中央町 3-10-1	0280-22-0101
②	古河第二小学校	本町 2-10-45	0280-32-2700
③	古河第三小学校	旭町 1-18-4	0280-32-0742
④	古河第四小学校	中田 1221	0280-48-1862
⑤	古河第五小学校	横山町 3-13-27	0280-22-0647
⑥	古河第六小学校	北町 16-47	0280-32-5065
⑦	古河第七小学校	三和 176-1	0280-48-1791
⑧	釈迦小学校	釈迦 271	0280-92-0104
⑨	下大野小学校	下大野 734-2	0280-92-0004
⑩	上辺見小学校	上辺見 1164	0280-32-0633
⑪	小堤小学校	小堤 1815-1	0280-98-3004
⑫	上大野小学校	上大野 1425	0280-98-3009
⑬	駒羽根小学校	駒羽根 1364	0280-92-5477
⑭	西牛谷小学校	西牛谷 650	0280-98-0333
⑮	水海小学校	水海 542-1	0280-92-0353
⑯	下辺見小学校	下辺見 2400	0280-32-0921
⑰	中央小学校	下大野 1573-20	0280-92-1610
⑱	諸川小学校	諸川 1097	0280-76-0039
⑲	大和田小学校	大和田 822	0280-76-0040
⑳	駒込小学校	駒込 899-3	0280-76-0041
㉑	八俣小学校	東山田 1814	0280-78-0009
㉒	名崎小学校	尾崎 4200	0280-76-0099
㉓	仁連小学校	仁連 607	0280-76-5914
㉔	古河第一中学校	常盤町 11-26	0280-32-0183
㉕	古河第二中学校	鴻巣 780	0280-48-1464
㉖	古河第三中学校	下山町 9-5	0280-32-6711
㉗	総和中学校	女沼 290-1	0280-92-0057
㉘	総和北中学校	小堤 1775	0280-98-0330
㉙	総和南中学校	磯部 1773	0280-92-1709
㉚	三和中学校	東山田 472	0280-76-0133
㉛	三和北中学校	諸川 1995	0280-76-5900
㉜	三和東中学校	尾崎 4515	0280-76-7676

もくじ

1	古河市の教育文化施設・・・・・・・・・・	1
2	基礎データ・・・・・・・・・・	5
3	策定に係るアンケート調査結果・・・・・・・・	12
4	古河市教育に対する大綱・・・・・・・・・・	15
5	古河市教育振興基本計画（後期計画） 検討庁内会議設置要綱・・・・・・・・・・	18
6	策定経過・・・・・・・・・・	20

古河市教育振興基本計画（後期計画）

資料編



古河市の木
「ケヤキ」



古河市の鳥
「カワセミ」



古河市の花
「ハナモモ」



古河市の魚
「フナ」



古河市教育振興基本計画（後期計画）

令和4年3月

編集・発行：古河市教育委員会

〒306-8601 茨城県古河市長谷町38番18号

TEL 0280-22-5111（代表）

FAX 0280-22-5105

URL <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>



古河市教育振興基本計画（後期計画）

古河市教育委員会